

持続可能性に配慮した木材供給・利用に係る
ガイダンス

令和 8(2026)年 3 月

林野庁

はじめに 本ガイドンスの目的・使用方法	1
学識経験者等による検討委員会 委員等名簿	3
第1章 持続可能性に配慮した木材供給・利用をめぐる情勢と課題	4
1.1. 本ガイドンス作成の経緯	4
1.2. 近年の社会的情勢	5
1.3. 持続可能性に配慮した木材供給・利用の拡大に向けた課題	6
【コラム1】 木材の需要者における調達上の基準と課題	7
第2章 持続可能性に配慮した木材の情報の種類・伝達手法等	8
2.1. 持続可能性に配慮した木材の情報の種類	8
2.1.1. 合法的に伐採された木材であることを示す情報の伝達	9
2.1.2. 更新の確保等を示す国内制度に基づく情報の伝達	10
2.1.3. 森林認証制度の活用	15
2.1.4. 独自の取組に係る情報の発信	16
2.2. 情報の特徴に応じた伝達手法	17
2.3. 関係者の役割	20
【コラム2】 林業・木材産業における適正取引推進ガイドラインについて	21
第3章 持続可能性に配慮するための取組手法	22
3.1. 合法伐採木材	23
【事例1】 川中（木材加工・流通） ノースジャパン素材流通協同組合	26
【事例2】 最終需要者（建築主等） 東京海上日動火災保険株式会社	27
3.2. 更新の担保等（CDP・TNFD等への対応）	28
3.3. 再造林の担保	32
【事例3】 川上（森林経営・素材生産） 岩手県森林再生機構	34
【事例4】 最終需要者（建築主等） 三菱地所レジデンス株式会社	35
【事例5】 川上（森林経営・素材生産） 佐伯広域森林組合	35
【事例6】 川下（建築事業者等） 伊佐ホームズ株式会社・森林パートナーズ株式会社	36
3.4. 生物多様性への配慮	37
【事例7】 川上（森林経営・素材生産） 南三陸森林管理協議会	40
【事例8】 川上（森林経営・素材生産） 田島山業株式会社	41
3.5. 森林認証	42
【コラム3】 森林認証等に係るコストと経済的持続可能性	42
【事例9】 川上（森林経営・素材生産） 登米市森林管理協議会	44
【事例10】 川上（森林経営・素材生産） 有限会社二和木材	45
【事例11】 川上（森林経営・素材生産） 長野県東信地域	45
【事例12】 川上（森林経営・素材生産） 岩手県岩泉地域	46
おわりに	47

巻末資料	48
① 日本の森林の評価について	49
② 海外における違法伐採木材の流通等に関する規制の動向	52
③ 持続可能性に係る項目と国内制度における規定	54

はじめに

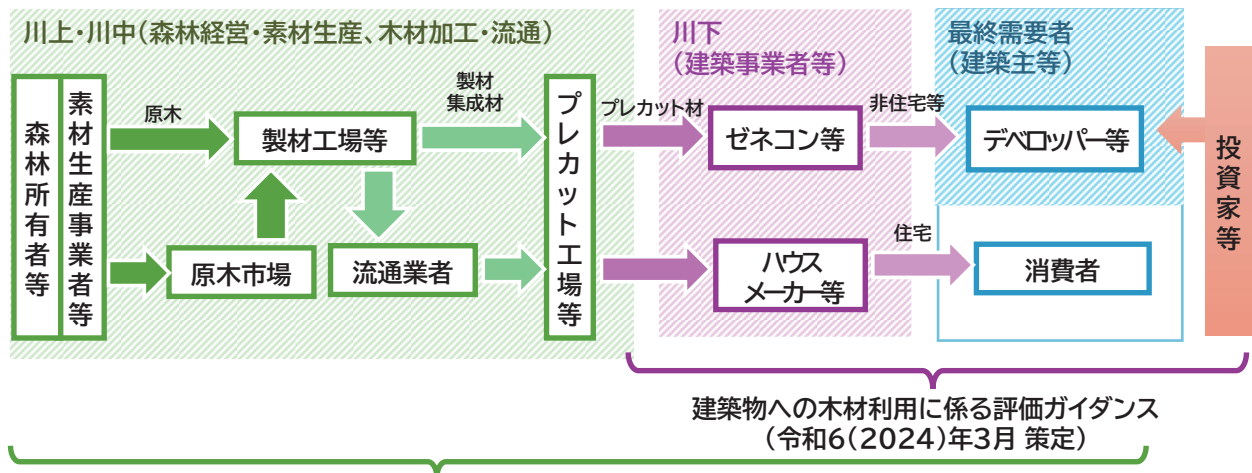
本ガイドンスの目的・使用方法

持続可能な社会の実現に向けて、持続可能な森林経営と木材利用の重要性が認識されるようになってい
る。その実践のためには、持続可能性に配慮した経営が行われている森林から生産される木材が需要側に
選択され、利用が拡大していくことが重要である。

本ガイドンスは、持続可能性に配慮した木材の供給・利用を拡大していく具体的な取組を促すことを目
的に、木材の供給・利用に関わる関係者間の共通理解を醸成し円滑なコミュニケーションを支えるための
参考資料として取りまとめたものである（図 0-1）。

持続可能性への配慮に係る取組の内容や深さは一律ではなく多様であることから、供給側における多様
な取組を需要側が適正に理解・評価することが重要となる。本ガイドンスでは、これらの取組について、
建築主等の最終需要者や投資家等に想定される関心（説明責任・情報開示等）も踏まえ、我が国の制度に
基づき確保される伐採の合法性を基本としつつ、森林の更新や再造林の確保、生物多様性への配慮等へと
段階的に進めるように整理している。さらに、各主体が自らの置かれた状況や事業特性に応じて適した取
組を検討できるよう、各取組の特徴や具体的な伝達手法、実践例を紹介している。

また、川上（森林経営・素材生産）、川中（木材加工・流通）、川下（建築事業者等）、最終需要者（建
築主等）の各段階のいずれか一者のみの取組によって持続可能性が担保されるものではなく、それぞれが
役割を果たしながら連携することが重要という考え方を基本としている。



関係者間の共通理解醸成と持続可能性に配慮した木材の供給・利用の拡大を促す
持続可能性に配慮した木材供給・利用に係るガイドンス

図 0-1 木材の供給・利用に係る関係者と本ガイドンスの想定する対象

なお、本ガイドンスは、国産材における持続可能性への配慮に係る取組を促進することを主眼としており、輸入材における持続可能性への配慮を示す情報については解説していないが、例えば、林野庁では、クリーンウッド法¹に基づく伐採の合法性確認に資するよう、国別の制度状況や合法性確認に活用できる情報を整理し、「クリーンウッド・ナビ」²において公表しているので、必要に応じて参照いただきたい。

本ガイドンスの構成として、第1章では本ガイドンス作成の背景となる社会情勢及び課題について解説し、第2章では持続可能性に配慮した木材の情報の種類や伝達手法、各関係者に期待される役割等について考え方を整理している。第3章では取り組みたい・発信したい内容に応じて、具体的な手法を、実例を交えて紹介している。

図0-2では、各関係者が、自らの立場や関心に応じて参照すべき主な箇所を示している。本ガイドンスが各関係者にとって利用しやすいものになるとともに、幅広い関係者間の有益な対話ツールとして活用されることを期待している。

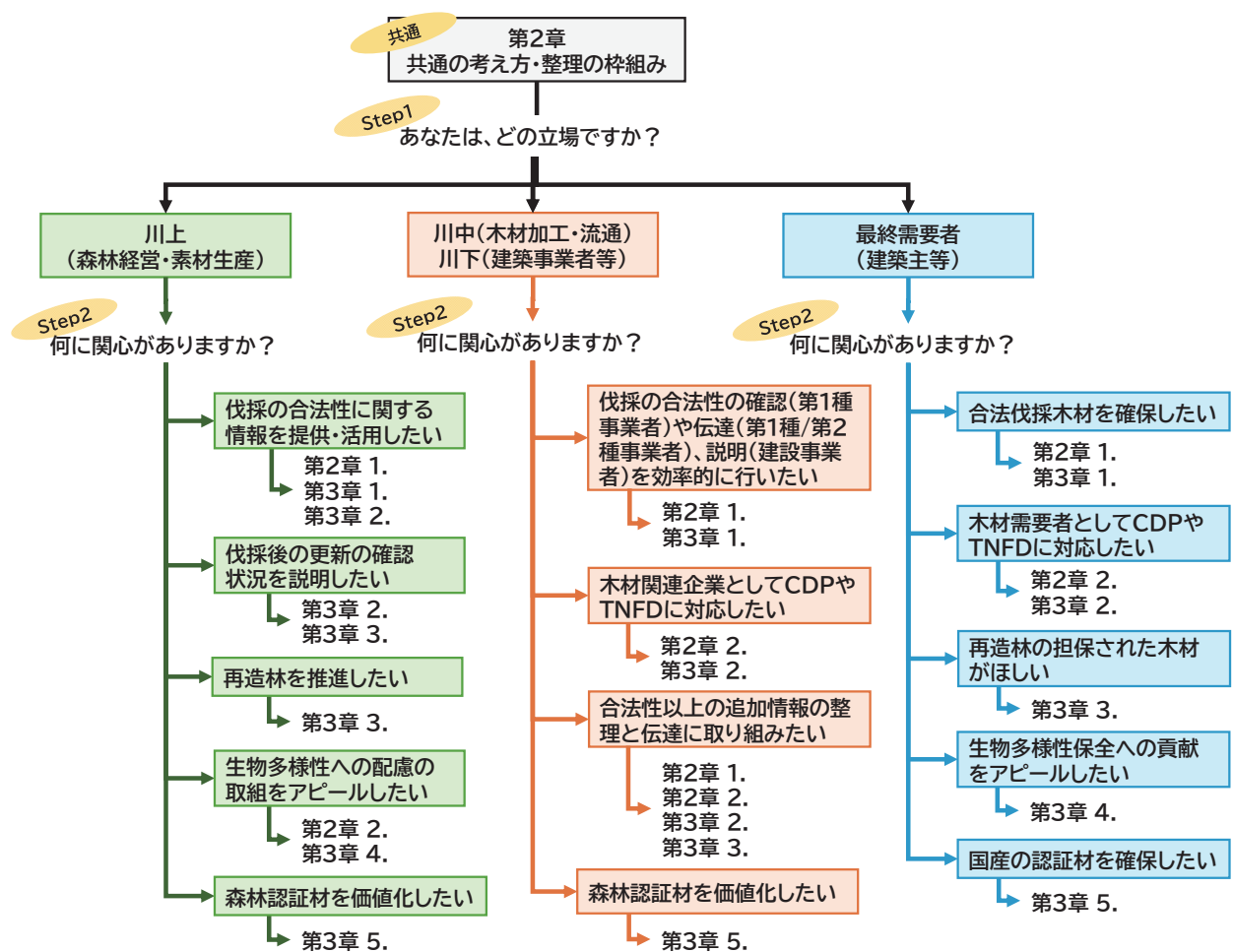


図0-2 立場・関心別に参照される本ガイドンスの項目

1 「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）」の通称。伐採の合法性に関して、木材関連事業者に対する義務・努力義務を規定しているほか、全ての事業者に対し合法伐採木材等の使用に係る努力義務を規定している。

2 クリーンウッド法に関する情報提供ホームページ「クリーンウッド・ナビ」：林野庁：<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/#kunibetu>

学識経験者等による検討委員会 委員等名簿

本ガイドンスは、令和6（2024）年度から令和7（2025）年度にかけて実施した林野庁委託事業³において、川上・川中・川下の幅広い分野の有識者や学識経験者等（表 0-1）による検討を経て作成した。

表 0-1 検討委員等

No.	分野	氏名	所属・役職
1	学識経験者 (座長)	立花 敏	京都大学 大学院農学研究科 森林科学専攻 森林・人間関係学分野 教授
2	学識経験者	青井 秀樹	国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所 林業経営・政策研究領域 チーム長（木材利用動向分析担当）
3	金融	安藤 範親	株式会社農林中金総合研究所 リサーチ&ソリューション第2部 主任研究員
4	川上	佐藤 太一	南三陸森林管理協議会 事務局長（株式会社佐久 代表取締役）
5	川上	田島 大輔	田島山業株式会社 取締役
6	川上	早瀬 悟史	全国森林組合連合会 組織部長
7	川中	佐川 和佳子	協和木材株式会社 専務取締役（令和6（2024）年度）
8	川中	鈴木 信哉	ノースジャパン素材流通協同組合 理事長
9	川中	本郷 浩二	一般社団法人全国木材組合連合会 副会長
10	川下	青木 富三雄	一般社団法人住宅生産団体連合会 環境部長兼建設安全部長
11	川下	大池 一城	大成建設株式会社 サステナビリティ経営推進本部 環境経営推進部 環境経営推進室長（令和6（2024）年度）
12	川下	関山 泰忠	大成建設株式会社 設計本部 専門デザイン部 木質建築推進室 シニア・アーキテクト（令和7（2025）年度）
13	川下	西岡 敏郎	一般財団法人日本不動産研究所 研究部 上席主幹 （令和6（2024）年度）
14	オブザーバー	国土交通省	住宅局 木造住宅振興室 不動産・建設経済局 不動産市場整備課
15	オブザーバー	林野庁	林政部 木材産業課〔発注者〕 企画課 木材利用課 経営課 森林整備部 計画課 森林利用課 治山課 国有林野部 経営企画課

注：敬称略。分野別順かつ五十音順に示す。

³ 令和6（2024）年度・令和7（2025）年度CLT・LVL等の建築物への利用環境整備のうちCLT・LVL等の利用拡大のための環境整備（持続可能な木材供給利用の環境整備）

【参考】持続可能な木材供給・利用の環境整備_林野庁：https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/sustainable_wooduse.html

第1章

持続可能性に配慮した 木材供給・利用をめぐる情勢と課題

1.1. 本ガイダンス作成の経緯

持続可能な社会の実現に向けた世界的な動向を背景として、建築分野においては、建築物に用いる資材について、環境・社会の両面から持続可能性に幅広く配慮することが求められるようになってきている。特に木材は、炭素貯蔵効果やエネルギー集約的資材等の代替による温室効果ガス削減の効果があり、再生産可能な資源であることから、持続可能な社会の形成に資する資材として期待が高まっている。

また、我が国では戦後に造成された人工林が利用期を迎えており、建築分野における持続可能な国産材利用の拡大を通じて、森林資源の循環利用を確立し、カーボンニュートラルへの貢献を始め、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の保全など、森林の有する様々な多面的機能の発揮につなげていくことも重要である。

一方で、ESG投資¹の拡大やサステナビリティ情報開示²の要請が高まる中で、投資家・金融機関等において、環境配慮を謳う取組が実態を伴わない、いわゆる「グリーンウォッシュ」³への懸念も強まっていることから、建築物への木材利用の効果についても適切な評価と情報開示を行っていく必要がある。

このような背景を踏まえ、林野庁は、建築事業者や不動産事業者、建築主等が、建築物への木材利用の効果を投資家・金融機関等に対して訴求し、かつそれが適切かつ積極的に評価されるような環境を整備することを目的として、令和6（2024）年3月に「建築物への木材利用に係る評価ガイダンス」（以下、評価ガイダンス）を策定した。評価ガイダンスでは、建築物への木材利用の効果を、①カーボンニュートラルへの貢献、②持続可能な資源の利用、③快適な空間の実現という3つの評価分野に整理し、それぞれについて評価項目および評価方法の例を提示している⁴。

これらの評価分野のうち、②持続可能な資源の利用においては、利用する木材の伐採の合法性が確認でき、かつその木材が産出された森林の更新の担保を確認できるものであること等の評価方法を提示しているが、そのような情報が確実に需要側に伝わるためには、多段階にわたる木材のサプライチェーン上の関係者が連携して取り組むことが必要となる。このため、関係者が具体的なイメージを持って取り組む際の参考資料として本ガイダンスを作成した。さらに、1.2.で示す、持続可能性への配慮に係る取組や評価が近年多様化している実態も踏まえて整理した。

¹ ESG投資とは、企業の財務情報に加え、3つの非財務要素（環境：Environment、社会：Social、企業統治：Governance）を考慮して投資先を選び、企業の持続的な成長と長期的なリターンを目指す投資手法を指す。
² 情報開示の枠組みとは、企業や金融機関が財務情報だけでなく、ESGや自然資本、リスク管理等に関する情報を、ステークホルダーに対して透明性を確保しつつ開示するための国際的なガイドラインや基準の総称である。例えば、TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）、GRI基準（グローバル・レポーティング・イニシアチブ）、SASB基準（サステナビリティ会計基準審議会）、ISSB基準（国際サステナビリティ基準審議会）等が主要なものとして存在している。
³ グリーンウォッシュとは、企業が実際には環境に大きな貢献をしていないにもかかわらず、「エコ」「環境に優しい」というイメージを強調し、消費者を誤認させ、自社製品やサービスを選択するように仕向ける見せかけの環境配慮活動やマーケティング手法のことである。環境問題の解決への貢献を装い利益を得る行為で、「グリーン（環境）」と「ホワイトウォッシュ（粉飾、ごまかし）」を組み合わせた造語を指す。
⁴ 建築物への木材利用に係る評価ガイダンス_林野庁：https://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/esg_architecture.html

1.2. 近年の社会的情勢

持続可能な社会の実現に向けて、持続的な森林経営と木材利用を促進することの重要性への認識が更に高まっている。令和7（2025）年に、森林・気候のリーダーズ・パートナーシップ（FCLP）⁵が掲げる「責任ある木造建築の原則」⁶を15カ国と300以上の企業が承認したという事実は、国際社会が、森林経営と木材利用を対立概念ではなく相互補完的なものとして捉え、「森林を守りながら使う」という持続可能な森林経営と木材利用を統合した循環モデルの確立が気候・経済・地域社会のすべてに利益をもたらす、という考え方に合意したことを示している。

需要側においては、企業の社会的責任（CSR）⁷やESG投資、サステナビリティ情報開示の観点から、使用する木材について適切に生産されたものであることを確認するとともに、その根拠となる情報の信頼性を確保することが重要となっている。また、カーボンニュートラルを実現するために必要な更新の確保や、森林の生物多様性保全への配慮といった、木材供給の川上側における取組を評価対象とする動きも広がりつつある⁸。

企業活動に影響を及ぼす国際的な動きとして、森林を含む土地の利用に関する透明性の向上や生物多様性への配慮を求める枠組みが整備されてきている。TNFD⁹では、自然資本への影響・依存を開示することを企業に求めており、森林の有する多面的機能を維持増進することが重要な課題と認識されるようになっている。また、CDP¹⁰においても、森林リスクに関する情報開示の精度向上が求められており、調達先に遡った産地証明の確認を企業に促す動きが進んでいる。国内においても、これらの国際的な枠組みに対応する企業が増えつつある。

また、国内消費者等における資源循環やカーボンニュートラルへの意識の高まりを受けて、再造林が確保された森林から産出される木材の調達等への関心が高まりつつある。

5 国連気候変動枠組条約COP26で発表された「森林・土地利用に関するグラスゴー・リーダーズ宣言」等のフォローアップとして、COP26議長国の英国が主導し、COP27の森林・気候のリーダーズ・サミット（2022年11月7日）で発足。我が国をはじめとする27の国・地域が参加（その後11カ国が参加し、現在38の国と地域で構成）。2030年までに森林の消失と土地の劣化を食い止め、その状況を好転させることを目的としている。

6 建築分野への木材需要の増加に責任を持って対応するための以下の5つの原則
①既存建築物の長寿命化、②ライフサイクル全体の算定、③持続可能な森林経営の確保、④木材の炭素貯蔵ポテンシャルの最大化、⑤責任ある木造建築バイオエコノミーの促進

7 CSR（Corporate Social Responsibility：企業の社会的責任）とは、企業が利益を追求するだけでなく、事業活動を通じて社会や環境に与える影響を考慮し、顧客・従業員・株主・地域社会等のステークホルダー（利害関係者）に対して責任ある行動をとり、説明責任を果たすという考え方・活動全般を指す。

8 例えば、持続可能な社会の実現のために森林の整備や利用をテーマとした投資の可能性が拡がりつつある中、林野庁では、森林・林業・木材産業への投資がどのような形で行われる可能性があり、また、どのような形で行われることが望ましいかについて検討を行い、カーボンニュートラルへの貢献度や生物多様性の確保等への貢献度について投資プロジェクトを具体的に評価する手法を取りまとめている。

【参考】森林・林業・木材産業への投資のあり方に関する検討会：林野庁：<https://www.rinya.maff.go.jp/j/kikaku/toushikentoukai.html>

9 TNFD（Taskforce on Nature-related Financial Disclosures：自然関連財務情報開示タスクフォース）とは、企業が自然資本や生物多様性に関するリスクと機会を評価・開示するための国際的な枠組みである。

10 CDPとは、企業や自治体に対し、気候変動、森林、水セキュリティに関する環境情報を毎年開示させ、そのデータを分析・評価して投資家や企業、政策立案者へ提供する国際的な情報開示システムのことを指す。

1.3. 持続可能性に配慮した木材供給・利用の拡大に向けた課題

木材流通の川下（建設事業者等）や最終需要者（建築主等）における木材調達にあたっての持続可能性に関する基本的な考え方としては、国内関連法令等に基づき合法的に伐採されていることの確認を最低限の前提としつつ、建築主や投資家等から追加的な要請がある場合に、価格や供給量、工期への影響を考慮しながら、森林認証材の活用や調達条件の上乗せを検討するといったものが多くみられる（【コラム1】木材の需要者における調達上の基準と課題）。一方、国際的な枠組みとの整合性も含めて持続可能性に配慮した木材の定義をどう捉えたらよいかかわからない、国産材の認証材が手に入りにくい、再生林の担保された木材を求めても入手できない、持続可能性への配慮を追加的に示す情報の生成・伝達にかかるコスト負担と価格転嫁のあり方が不明確といった認識が示されている。

これに対し、川上（森林経営・素材生産）では、森林経営計画や森林認証の取得、再生林の着実な実施や生物多様性に配慮した施業といった取組が需要側（川中・川下）の評価につながらない、これらの取組に要する経費や証憑書類の収集・保管に係る負担が商品に価格転嫁できていないといった認識が示されている。

また、川中（木材加工・流通）においては、合法性確認以上の追加的な情報をどのようにとりまとめ川下へ伝達すべきかについての仕組みが整理されていない、トレーサビリティ（由来・流通の追跡可能性）を確保するための技術が標準化されていない、分別管理や追加的な情報の管理・伝達によって取引に係るコストが増加傾向にあるが需要側の理解が得られにくく価格転嫁できていないといった認識が示されている。

一方で、我が国においては、森林面積が維持され蓄積量が増加していること、適確な更新を含む森林の適正な管理を制度的に担保する仕組みが既に整備されていること、我が国は国際的にも違法伐採等による森林破壊が起こるリスクが低いとみなされていることから、総じて持続可能な状況にあると評価できる（巻末資料① 日本の森林の評価について）。また、我が国の森林から生産される木材は、国内関連制度の遵守により伐採の合法性が確認される木材が広く流通している。

これらの状況から、川上側における持続可能性への配慮に係る取組やその制度的な裏付けに関する情報が、木材のサプライチェーンを通じて必ずしも需要側に十分に伝わっていないことが課題と考えられる。持続可能性への配慮の内容や負担について供給側と需給側の双方が共通の理解を持ち、情報を適切に整理・共有していくことが重要である。

さらには、我が国の森林経営においては、林業の採算性の低さによる森林所有者の林業経営への意欲の低下が課題となっており、経済的な持続可能性の点でも川中・川下の関係者を含めた相互理解と協力が重要となっている。

コラム1 木材の需要者における調達上の基準と課題

(東京海上日動火災保険株式会社、三井不動産株式会社、三菱地所レジデンス株式会社)

建築分野における木材利用の拡大には、需要者が調達段階で重視している基準や課題を把握することが重要である。そのため、本ガイダンス検討過程において、東京海上日動火災保険株式会社、三井不動産株式会社、三菱地所レジデンス株式会社に対して木材調達の考え方と今後の展望をヒアリングした。

3社に共通して、木材調達においては合法性の確保を前提としつつ、企業の環境方針やESG対応の観点から、森林認証材の活用やトレーサビリティの確保に取り組んでいる。東京海上日動では、新本店ビル開発などの個別プロジェクトにおいて「循環」をコンセプトとした木材利用を進めるための調達基準を設けている（【事例2】最終需要者（建築主等）東京海上日動火災保険株式会社）。三井不動産では社有林を活用した循環モデルや木造建築を通じ、脱炭素や建築物LCA評価と結び付けた取組を行っている。三菱地所レジデンスでは、住宅分野を中心に、型枠用合板から優先的に木材の合法性やトレーサビリティの確保に向けて関係者との連携を深めてきたほか、地域材の直接調達の試行など、実務的な取組を積み重ねてきた（【事例4】最終需要者（建築主等）三菱地所レジデンス株式会社）。

一方で、持続可能性に配慮した木材調達には課題も多いとの認識が示された。国産材については、必要量を安定的に確保することの難しさや、品質・規格のばらつき、認証材に限定した際の歩留まりの悪さ（求める強度に満たない原木も認証材を指定した側として購入する必要がある）によるコスト上昇が共通の課題として挙げられている。また、集成材や合板など加工度の高い製品では、トレーサビリティが複雑化し、産地や再生林の状況確認が難しい点も指摘された。

こうした課題を踏まえつつ、3社はいずれも国産材活用の拡大に対する期待を示している。再生林の実施状況や森林経営の適切性を簡便に確認できる仕組みの整備、供給量や品質の安定化が進めば、国産材をより選択しやすくなるとの認識が共有されている。さらに、木材利用による炭素貯蔵や森林吸収の効果が定量的に評価される制度が整備されるなど企業評価や投資判断に適切に反映される環境が整うことが、持続可能性に配慮した木材調達の促進につながると考えている。

第2章

持続可能性に配慮した木材の情報の種類・伝達手法等

2.1. 持続可能性に配慮した木材の情報の種類

持続可能性に配慮した木材は、「持続可能な森林経営」が行われている森林から生産された木材と言い換えられる。「持続可能な森林経営」は、国連において「動的かつ進化する概念であり、現在の世代と将来の世代の利益のために、あらゆる種類の森林の経済的、社会的、環境的な価値を維持し向上させることを目的とする」と定義されている¹ように、経済・社会・環境面での幅広い取組を包含するものである。

持続可能な森林経営の推進に当たっては、これらの視点を踏まえ、日本を含む各国において、適切な森林経営の確保や違法伐採木材の流通の排除に係る法律（巻末資料② 海外における違法伐採木材の流通等に関する規制の動向）など義務的な対応を求める枠組みの整備が進められており、我が国においても森林法やクリーンウッド法などが整備されている。また、日本国内の民有林では、森林経営計画制度等、森林管理レベルの向上を目指した誘導的な措置も講じられている。

さらに、民間レベルで持続可能な森林経営を支援する仕組みとして、一定の基準に適合する森林を認証し、その森林から産出される木材を分別管理・表示することで消費者の選択的な購入を促す仕組みである森林認証制度も運用されている。

その他、木材需要側と連携した再生林の着実な実施など林業経営の持続性向上のための取組や、生物多様性保全に向けた取組など、制度の枠を超えた独自の取組もみられる。

このように、持続可能性への配慮に関する取組は合法性を起点としつつ多様なものである状況を踏まえ、持続可能性に配慮した木材の供給・利用に関する取組の種類は以下のように整理される。

- 2.1.1. 合法的に伐採された木材であることを示す情報の伝達
- 2.1.2. 更新の確保等を示す国内制度に基づく情報の伝達
- 2.1.3. 森林認証制度の活用
- 2.1.4. 独自の取組に係る情報の発信

以下、それぞれの具体的な説明を下記に示す。

なお、2.1.1.および2.1.2.については、森林法等、主に伐採に係る環境面での規定事項を説明している。社会面等の持続可能性に関する幅広い項目について日本国内の制度等がどのように対応しているかは、巻末資料（巻末資料③ 持続可能性に係る項目と国内制度における規定）において整理している。

¹ 「全てのタイプの森林に関する法的拘束力を伴わない文書」（2007）：<https://www.rinya.maff.go.jp/j/kaigai/attach/pdf/index-44.pdf>

2.1.1 合法的に伐採された木材であることを示す情報の伝達

国産材については、伐採時点では森林法に基づく適切な伐採が義務とされており、流通時点ではクリーンウッド法に基づく合法性確認や情報の伝達が義務又は努力義務として行われることになっている。また、我が国では、森林法のほか持続可能性に関する環境面や社会面の規制・配慮に係る制度が整備されている（巻末資料③ 持続可能性に係る項目と国内制度における規定）。このことから、我が国において合法的に伐採された木材及びその製品（合法伐採木材等）をクリーンウッド法の仕組みを通じて調達することは、持続可能性に配慮した木材利用における基本的かつ有効な取組であるとともに、日本国内で最も広範かつ容易に取り組めるものとなっている。

我が国における合法伐採木材等とは、「木材の伐採にあたり、森林法その他関連法令に基づき、適正に伐採の権利を有する者が、必要な手続きを経て伐採した木材等」をいう。クリーンウッド法に基づく「合法性の確認」とは、単に「違法でない」と述べる」ことではなく、権利関係および手続きの適正性を裏付ける情報（根拠）をもって、説明可能な状態を確保した上で伐採の合法性を判断することを指している。また、クリーンウッド法では、第1種木材関連事業者（国内市場に最初に木材等を持ち込む木材関連事業者：国産材においては、伐採事業者から丸太を購入する製材事業者や、原木市場、原木流通事業者等）が合法伐採木材等である蓋然性が高いと判断したものを「合法性確認木材等」と定義している。

クリーンウッド法においては、第1種木材関連事業者による合法性の確認や木材関連事業者への情報伝達等は義務となっている。一方、第2種木材関連事業者（第1種木材関連事業以外の事業を行う木材関連事業者）による情報の伝達は努力義務とされている。これは、第2種木材関連事業者の事業者数が第1種木材関連事業者と比べて非常に多く、第2種木材関連事業者に対して全面的に情報伝達を義務化すると、木材産業界への過度な負担となるおそれがあったためである。

最終需要者が合法性確認木材等を確実に受け取るためには、第2種木材関連事業者も含め、木材が取引に伴い移転する各段階において、合法性の確認結果が適切に伝達される必要がある。その際、根拠の保管・提示や、合法性確認木材等とそうでない木材等の分別管理の運用や、そのための体制整備には一定の負担が生じることについて、最終需要者まで含めたサプライチェーン上で認識を共有することが、合法伐採木材等の供給・利用を持続的に拡大していくために重要である。

令和7（2025）年4月に施行された改正後のクリーンウッド法において、各事業者が義務又は努力義務として行うことが求められているもののうち、主要なものは以下のとおり。

素材生産販売事業者（本ガイダンスの川上に位置する事業者）

- ・第1種木材関連事業者の求めに応じた原材料情報（樹種、伐採地域、証明情報）の提供（義務）

第1種木材関連事業者（本ガイダンスの川中に位置する事業者）

- ・原材料情報（樹種、伐採地域、証明情報）の収集及びこれらに基づく合法性の確認（義務）
- ・合法性の確認に関する記録の作成・保存（義務）
- ・木材関連事業者へ木材等を譲り渡す際の、原材料情報の収集結果及び合法性確認木材等か否かの伝達（義務）
- ・消費者等へ木材等を譲り渡す際の、合法性確認木材等か否かの伝達（努力義務）

第2種木材関連事業者（本ガイダンスの川中又は川下に位置する事業者）

- ・合法性確認木材等か否かの情報の受取（努力義務）
- ・受け取った情報に関する記録の作成・保存（努力義務）
- ・木材等を譲り渡す際の、合法性確認木材等か否かの情報伝達（努力義務）

クリーンウッド法に基づく情報伝達は、同法の対象物品を譲り渡す際に行われる。建築物は対象物品ではないため、建築物の譲り渡しにあたって、「当該建築物は合法性確認木材等である」といった同法に基づく情報伝達は行われず。建築・建設事業者が、施主等に対して合法性確認木材等を使用していることを説明する際は、3.1.「合法伐採木材」での解説内容を参照されたい。

改正クリーンウッド法に関する最新の情報は情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」から得ることが可能である²。また、国産材の証明として活用できる情報の具体例及び主要なものの様式は別冊1を参照されたい。

なお、第1種木材関連事業者が行う合法性確認の根拠となる原材料情報（樹種、伐採地域、証明情報）のうち、証明情報の中には、伐採造林届出書や保安林内立木伐採許可決定通知書など、2.1.2.で解説している「国内制度に基づく持続可能性への配慮を示す情報」が含まれている。合法性確認の根拠の保管・提示を確実にできる体制を整えることは、国内制度に基づき更新の確保や生物多様性への配慮など持続可能性への配慮を示す情報を伝えるための土台にも位置づけられる。

2.1.2. 更新の確保等を示す国内制度に基づく情報の伝達

合法性の確認に活用できる、国内制度に基づく主な情報の中で、

- (1) 伐採造林届出書適合通知書
- (2) 森林経営計画認定書及び森林経営計画書
- (3) 保安林内立木伐採許可決定通知書・届出書³
- (4) 国有林野の伐採に係る証明（売買契約書等）

は、国内で生産される木材の確認情報の多くを占めているとともに、伐採後の更新が確保されることが属地的に確認できる情報として活用可能である。なお、合法伐採木材等の確認情報のうち伐採後の更新がなされないもの（林地転用）については、更新の確保を属地的に確認する目的で活用できないことに留意が必要である。

更新の確保を属地的に確認することができるこれらの情報を保管・伝達する取組は、森林減少・劣化対策に関する情報開示を評価するCDPへの対応等に有効である。さらには、上記の(2)(3)(4)は、持続可能な森林経営に向けた一段高い配慮を行っていることを示す長期計画のもとで生産されているとみなせることから、TNFD情報開示で求められている「持続可能な管理計画又は認証制度の下で調達」された木材の量・割合の開示に活用可能と考えられる⁴。

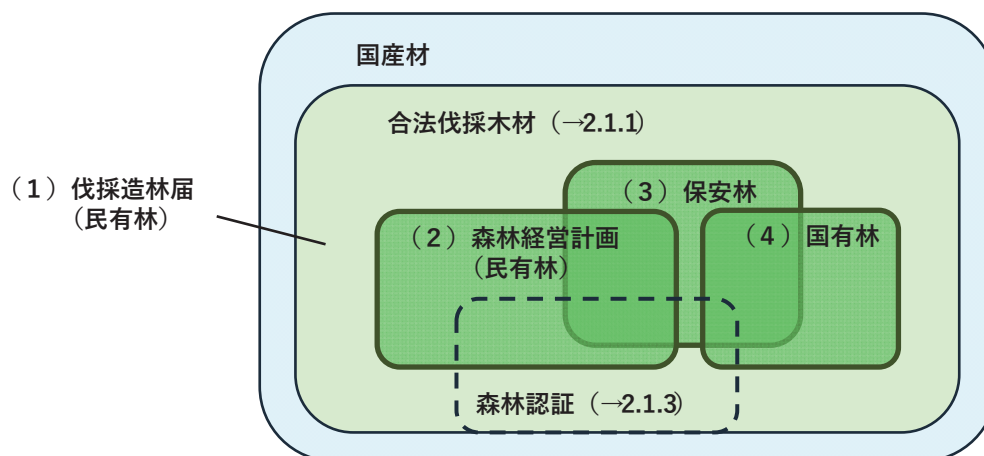
なお、森林認証材であることを示す書類もこれらの目的に活用可能だが、2.1.3.において別途説明する。

上記の(2)と(3)、または(3)と(4)は、一箇所の森林において重複する場合もある。また、森林認証林も、合法性の確認や長期的な経営の安定を重視していることから(2)森林経営計画等と重複する場合が多い。国内制度に基づく情報のカバーする範囲の概念を図示すると図2-1のとおり。

² クリーンウッド法に関する情報提供HP「クリーンウッド・ナビ」：林野庁：<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html>

³ 森林法第34条第9項における緊急伐採後の届出書等を除く

⁴ 木材利用とTNFD情報開示の関係については、林野庁「森林に関するTNFD情報開示の手引き」（2024年12月）を参照。https://www.rinya.maff.go.jp/j/sin_riyou/tayousei/attach/pdf/top-14.pdf



注1：このほか、川下との連携や生物多様性保全に向けた個別の取組など、独自の取組が存在（→ 2.1.4）。

注2：合法伐採木材のうち林地開発制度に基づく林地転用（1ha超等）や伐採造林届に基づく林地転用（1ha以下等）から産出される木材については森林の更新を伴わないことに留意が必要。

図 2-1 国内制度に基づく情報のカバーする範囲の概念

上記（1）～（4）の情報は、クリーンウッド法に基づく合法性確認の根拠情報となっていることから、クリーンウッド法に基づく情報伝達等の枠組みを活用して伝達することが可能である。ただし、クリーンウッド法に基づく第1種木材関連事業者やそれ以降のサプライチェーンに位置する事業者に対しては、上記（1）～（4）の情報自体を提供する義務や努力義務は課されていないため、川下の事業者がこれらの情報を入手するためには、流通過程に位置する事業者に対応の手間とコストがかかることを理解した上で、連携体制を構築することが重要となる。以下、上記（1）～（4）の各情報の元となる制度の概要を説明する。

(1) 伐採造林届出制度

地域森林計画対象森林において、立木の伐採を行う場合、事前に市町村長への伐採造林届出書（伐採・造林の計画）⁵の提出が義務づけられており、私有林における主伐に係る行政手続面積の約半数を占めている。伐採等の森林施業にあたっては、地域の森林施業のガイドラインとして標準的な施業方法などを定める市町村森林整備計画に従って実施する必要があるため、届出書に記載された伐採や造林の計画が市町村森林整備計画に適合していない場合などには、市町村長は、計画の変更や遵守命令を発出することができる。また、適切な森林施業を確保するため、伐採前の届出に加え、伐採完了後の伐採に係る森林の状況報告および造林完了後の造林に係る森林の状況報告の2段階報告が義務付けられているほか、令和5（2023）年からは、権利や境界関係の書類（表 2-1）の提出が義務化されている。このように、伐採造林届出制度は適切な伐採と更新が確保される仕組みとなっている。

さらに、多くの市町村では、届出者が申請すると、提出した伐採造林届出書が市町村森林整備計画に適合していることを証する通知書（適合通知書）の発行を受けることが可能となっており、情報伝達に適合通知書を活用することにより、適切な伐採・更新が担保されていることの確認が可能となる。ただし、伐採後に森林以外に転用する場合には、更新が行われませんが、適合通知書ではなく、伐採造林届出書が提出されていることを証する通知書（確認通知書）が発行され、木材の合法性や地域材の証明等に活用できる。

なお、保安林や森林経営計画の認定を受けている森林等での伐採については、別の手続が定められており、重複して当該届出を提出する必要はない。

表 2-1 伐採造林届出の添付書類（令和5（2023）年4月1日施行）

No.	添付書類	具体的な内容
1	森林の位置図・区域図	届出対象の森林の位置及び伐採区域がわかる図面
2	届出者の確認書類	個人：氏名・住所がわかる書類（運転免許証等）の写し 法人：法人の登記事項証明書等の写し、法人番号が記載された書類
3	他法令の許認可関係書類 (該当する場合のみ)	届出対象の森林の伐採に関し、他の行政庁の許認可が必要な場合に、その申請状況がわかる書類 (許認可後の場合は、許可書の写し等)
4	土地の登記事項証明書等	土地の登記事項証明書や固定資産税納税通知の写し等、届出者に土地所有権または造林権原があることがわかる書類
5	伐採の権原関係書類 (届出書が土地所有者でない場合)	立木の売買契約書等、届出者が立木伐採する権原を有することがわかる書類
6	隣接森林との境界関係書類	伐採区域に関し、隣接森林所有者との確認状況が分かる書類
	(いずれかに該当する場合には、添付書類を省略することができる。①単木的な伐採等、境界に隣接しない場合。②境界杭等により境界が明らかな場合。③誓約書の提出等により届出伐採前に境界確認を実施することを明らかにした場合)	
7	市町村長が必要と認める書類	伐採及び集材に関するチェックリスト、地元関係者との協議書等、市町村が実情に応じて条例等に定める書類

出典1：伐採および伐採後の造林の届出等の制度：_林野庁：<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/todokede/batsuzoutodokede.html>

出典2：伐採造林届出の添付書類について（PDF）：林野庁：<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/todokede/attach/pdf/batsuzoutodokede-18.pdf>を引用・作成した。

⁵ 地域森林計画対象森林において、立木の伐採を行う場合、市町村長へ伐採造林届出書（伐採計画・造林計画・添付書類）の提出が必要であり、伐採の90日から30日前までに提出する。また、伐採後30日以内に伐採に係る状況報告書を、造林後30日以内に造林に係る状況報告書を、それぞれ提出する。

＜更新方法について＞

森林の伐採後の更新（造林）の方法には、植栽により更新を行う「人工造林」と、植栽を行わずに天然力を活用して更新を行う「天然更新」がある。特にスギ、ヒノキ等の針葉樹の木材生産を目的とする場合には人工造林が基本となる。一方、広葉樹やアカマツの更新を目的とする場合に、前生稚樹の生育状況や母樹の存在、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、植栽せずとも自然に適確な更新が見込まれる森林では、植栽コスト削減の観点からも天然更新が有効な手段となる。

特に、林業に適した人工林においては、主伐後の再造林（人工造林）を行い、資源の循環利用を進めることが重要であるが、それ以外の森林では、公益的機能の発揮の観点から、広葉樹林化や針広混交林化を推進する上で天然更新は有効な更新方法であり、確実な更新が確保されるのであれば、人工造林を選択する必要はない。なお、天然更新は人工造林と異なり、更新完了に複数年を要するなど、完了しているか否かの判断が難しいため、市町村森林整備計画において更新すべき期間等の具体的な判断基準を定めている。森林所有者は、伐採造林届出書において造林方法を天然更新とした場合、この基準に従って、市町村森林整備計画において定められた期間（伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間）内に天然更新がなされたことを確認し、その状況を市町村へ届け出る必要がある。また、5年が経過する日までに更新がなされない場合には、その後2年以内に植栽又は天然更新補助作業を行うこととされており、適確な更新を図るための仕組みが確保されている。

(2) 森林経営計画制度

森林経営計画は、森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が、自らが森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として、計画期間内に実施する森林の施業及び保護に関して立てる計画である。計画に基づき効率的に適切な森林の施業と保護を実施することを通じて、森林の有する多面的機能を十分に発揮させることを目的としている。

森林経営計画は、面的かつ継続的な森林経営を重視した仕組みであり、継続的に計画を作成することにより持続的な森林経営を確保することとしている。認定を受けるに当たっては、計画されている施業等の内容が、適正な伐採の方法や伐採量、主伐後の更新等を確保するための施業の実施の基準⁶や、市町村森林整備計画に適合することが求められ、市町村森林整備計画で設定された「特に効率的な施業が可能な森林」や「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」については、皆伐後の植栽が義務づけられている。また、これら計画の遵守義務が課され、計画を遵守していなければ計画の認定を取り消される仕組みにより、持続可能な森林経営を実行している。令和6（2024）年3月末時点の全国の森林経営計画の作成面積は467万ha（民有林面積の27%）となっている。

また、森林経営計画において、「森林の経営に関する長期の方針」の一部として、「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」⁷に基づく取組を記載し、生物多様性を高めるための活動やそのモニタリング（活動状況・森林の環境の状態）を実施できるよう、令和7年3月に運用の見直しが行われた。これらの取組を計画に位置づけた場合には、認定書において、「森林の生物多様性を高めるための活動に取り組む旨が記載されていることを確認した」等の一文を追記するものとされている。また、この計画を作成し認

⁶ 市町村森林整備計画において定められている公益的機能別施業森林の区域の内外別に、農林水産省令において適正な植栽、適正な間伐、適正な林齢での主伐、適正な伐採の方法及び適正な伐採立木材積に関する施業の実施に関する基準が定められている。

https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/sinrin_keikaku/attach/pdf/con_6-1.pdf

⁷ 森林と生物多様性：林野庁：https://www.rinya.maff.go.jp/j/sin_riyou/tayousei/top.html

森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針（令和7年3月改定）（PDF）：林野庁：https://www.rinya.maff.go.jp/j/sin_riyou/tayousei/attach/pdf/top-16.pdf

生物多様性への配慮を、個別の取組に留めるのではなく、計画的・継続的な森林経営の中に位置づけることを重視し、林業の生産と保全の両立を図る観点から、面的管理、更新・間伐・混交促進、病虫害対策、里山林整備等の具体的な施業手法と、目標設定から点検・評価までの一連の流れを整理して示している。

定を受けている場合は、地域生物多様性増進法⁸に基づく増進活動実施計画の認定申請書の一部項目について、記載を省略することが可能である。

森林経営計画に基づき伐採や更新を行った場合、情報の伝達には、森林経営計画認定書及び森林経営計画書（伐採・造林計画に係る箇所のみ）が活用可能である。これにより、適切な伐採・更新が確保されることの確認が可能となるほか、生物多様性を高める取組を位置づけた計画については、生物多様性保全の観点も含めて持続可能性に配慮した経営が行われている森林から生産された木材であることが確認できる。さらに、市町村森林整備計画で設定された「特に効率的な施業が可能な森林」等で行われた伐採であることの情報と組み合わせることにより、法令に基づき再造林が適切に行われる森林から生産された木材であることも確認できる。

(3) 保安林制度

保安林は、公益的機能の発揮が特に要請される森林について、農林水産大臣又は都道府県知事が森林法に基づき指定したものである。

保安林においては、森林の公益的機能の発揮に支障がないよう、立木の伐採を行う場合には、都道府県知事の許可が必要（間伐及び人工林の択伐の場合は、都道府県知事への届出が必要）となる。また、保安林には、指定目的を達成するため、個々の保安林の立地条件等に応じて、立木の伐採方法及び限度、並びに伐採後に必要となる植栽の方法、期間及び樹種を定めた指定施業要件があり、伐採の方法や伐採の限度、伐採後の一定期間以内の植栽については、当該指定施業要件に適合したものである必要がある。

したがって、保安林における許可又は届出（ただし、森林法第34条第9項の緊急伐採後の届出等を除く。）による立木の伐採であれば、保安林の指定目的に支障がないと認められたものであり、持続可能な森林経営にも資するものであるといえる。

令和6（2024）年度末で、全国の森林面積の約49%に当たる1,230万haの森林が保安林に指定されている。

(4) 国有林野事業における伐採

国有林における森林経営については、森林法に基づく森林計画制度に加え、国有林野の管理経営に関する法律に基づく「国有林野の管理経営に関する基本計画」等に基づいて実施されている。その中で、公益的機能の維持増進を旨とする方針の下、個々の森林を重点的に発揮させるべき機能によって類型化し、それぞれの区分毎の管理経営の考え方に即して、適切かつ計画的に、森林生態系全般に着目した森林の取扱いを行っている。これにより、公益的機能の維持増進を図るとともに、林産物の持続的かつ計画的な供給及び地域振興等に寄与することとして、持続可能な森林経営を実行している。

具体的には、人工林の主伐に際しては公益的機能の持続的な発揮と森林資源の循環利用の観点から確実な更新を図ることとしている。また、一定の広がりにおいて様々な生育段階や樹種から構成される森林がモザイク状に配置されている状態を目指し、自然条件等を踏まえつつ、人工林（単層林）の複層林への誘導や長伐期化等による多様な森林整備を推進している。

さらに、生物多様性に関しては、主伐や再造林等の施業現場における生物多様性への配慮等に取り組むこととしており、国有林野事業に係る各種通知や計画、仕様書等において生物多様性への配慮に関して記載している。また、森林施業の各段階における生物多様性への配慮のポイント等を示した手引きや事例集の作成・活用を通じて、施業現場における生物多様性の保全の推進に取り組んでいる。さらに、「国有林野

⁸ ネイチャーポジティブの実現に向けた取組の一つとして、環境省では、「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を「自然共生サイト」として認定する取組を令和5年度から開始。これらの活動を更に促進するため、令和7年4月から、自然共生サイトを法制化した「地域生物多様性増進法」が施行。本法に基づいて、企業やNPO等が作成・実施する「増進活動実施計画」を、主務大臣（環境大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣）が認定。

の森林施業における生物多様性への配慮事例集」において、全国各地で取り組まれた生物多様性に配慮した施業（天然木の保残、溪畔林や保護樹帯の設定等）の事例を示している⁹。

このように、国有林から生産される木材は、生物多様性保全の観点も含めて持続可能な経営が行われている森林から生産された木材といえる。

国有林野は、我が国の森林面積の約3割に相当する758万haの面積を有し、国有林野事業から供給される木材は国産材供給量の1割強を占めている。

2.1.3 森林認証制度の活用

森林認証制度は、認証された森林から産出される木材及び木材製品（認証材）を非認証材と分別し、表示管理することにより、消費者の選択的な購入を促す仕組みである。また、加工及び流通の過程において、認証材を他の木材と分別管理できる体制が必要であり、これらの認証の一部として、その体制を審査して認証する制度（CoC認証）が導入されている。

国際的な森林認証制度として、世界自然保護基金（WWF）を中心に発足した森林管理協議会（FSC[®]）の「FSC認証」と、ヨーロッパ11か国の認証組織により発足した森林認証制度相互承認プログラム（PEFC）の「PEFC認証」の2つがある。我が国創設の森林認証制度としては、一般社団法人緑の循環認証会議（SGEC/PEFC-J）の「SGEC認証」があり、PEFC認証との相互承認を行っている。それぞれの概要は表2-2のとおり。

令和6（2024）年12月時点の国内におけるFSCとSGECによる認証森林面積（重複取得面積を差し引いた面積）は258万ha（我が国の森林面積の約10%）となっている。

表 2-2 我が国で活用される主な森林認証制度の概要

No.	認証制度の概要
1	<p>FSC認証（森林管理協議会：Forest Stewardship Council）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成6（1994）年にWWF（世界自然保護基金）を中心としてFSCが発足 世界的に統一された10の原則と70の規準に基づき、独立した認証機関が認証審査を実施 認証森林面積は約1億6,045万ha、CoC認証取得件数は約6万4千件（令和6（2024）年12月現在） 国内では、約42万ha、2,234件（令和6（2024）年12月現在）
2	<p>SGEC認証（一般社団法人 緑の循環認証会議（SGEC/PEFCジャパン）：Sustainable Green Ecosystem Council endorsed by Programme for the Endorsement of Forest Certification schemes）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成15（2003）年に我が国の森林・林業・木材業界、環境NPO等により、SGECが発足。 人工林のウエイトが高いことや零細な森林所有者が多いことなど我が国の実情に応じた制度を創設 平成28（2016）年6月にPEFCとの相互承認が得られ、国際基準を満たす制度となる。 国内では、約220万ha、CoC認証取得件数は472件（PEFC含む）（令和7（2025）年1月現在）
3	<p>PEFC認証（PEFC森林認証プログラム：Programme for the Endorsement of Forest Certification schemes）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成11年（1999）年にヨーロッパ11か国の森林認証制度の代表により「汎欧州森林認証制度」（Pan European Forest Certification Schemes）として発足。平成15（2003）年に改称し、世界各国の認証制度と相互承認を行う国際認証組織として活動を開始。 令和6年12月時点で、53か国の認証制度が相互承認済み（米国のSFI、カナダのCSA等）。 認証森林面積は、約2億9,722万ha、CoC認証取得件数は約1万3千件（令和6（2024）年12月現在）

注1：各森林認証ウェブサイトの情報（令和4年4月閲覧）等により作成。

注2：SGEC認証のCoC認証取得件数には、PEFC認証を含む。

出典：主な森林認証の概要：林野庁HP：https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/ninshou/con_3_1.html

⁹ 国有林における生物多様性の保全に配慮した森林施業：https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/sizen_kankyo/tebiki.html

また、FSC や PEFC では「ミックス製品」というカテゴリーもある。これは CoC 認証を受けた事業者が、認証林から生産された認証材に、合法性などについての一定の規格に合致して調達された木材（FSC では「管理木材（Controlled Wood）」、PEFC では「管理原材料（Controlled Source）」と呼称。）やリサイクル原材料等を混ぜて製造した製品を指す。

持続可能性に係る幅広い要素について対応しており、特に第三者性を重視している。一方で、認証取得・維持には追加的費用が掛かることに留意が必要である。また、持続性の重要な要素である合法性の確認は国内制度により行われている。

2.1.4. 独自の取組に係る情報の発信

日本の森林・林業の持続性において、林業の採算性の低さによる林業経営への意欲の低下が大きな課題となっている。採算性の向上のためには、林業経営の側において、面的なまとまりを持った林業経営、伐採・再造林コストの低減、販売力の強化が必要となっている。これらの取組については、木材を利用する各段階の関係者にとっても将来資源を確保し持続可能な企業経営を確立する上で重要であることから、林業経営の主体による各種制度の遵守のみに任せることなく、木材利用のサプライチェーン上にある幅広い関係者が関与することが期待される。

このため、川中・川下の事業者が独自の仕組みを構築して再造林負担を支援する動きが広がりつつある。これらの取組は需要者における持続可能性への貢献として発信が可能である。

また、例えば生物多様性の保全については、地域ごとに課題やアプローチが異なることから、取組の内容も多様なものとなる。具体的には、アンブレラ種¹⁰となるような猛禽類の生息環境の改善（狩場の創出に向けたモニタリングを伴う伐採）や、生物多様性の維持・回復に向けた伐採方法の工夫などがみられる（事例：森林の生物多様性を高めるための林業経営事例集¹¹）。

これらの独自の取組については、ある程度の定量化の可能性も考えられるが、地域固有のストーリーとして需要者等に訴求することの意義が大きいと考えられ、実際に川上と川下が連携して情報発信を行う事例がみられる（参照：【事例7】川上（森林経営・素材生産） 南三陸森林管理協議会）。

¹⁰ アンブレラ種とは、「食物連鎖のピラミッドの頂点に位置する消費者の種のことであり、たとえばイヌワシやクマタカなどである。アンブレラ種は、そのピラミッドの傘下の多くの生物の階層構造の関係に支えられて生存しているものであり、それらの生物のハビタット（ある種にとって生活、生息しやすい環境の場所のこと）の存在に支えられているものである。アンブレラ種の絶滅はピラミッドを形成できるハビタットの崩壊を意味するものであり、アンブレラ種の動向は生物多様性の指標として重視されている」。

藤森隆郎：『森林生態学 持続可能な管理の基礎』，社団法人全国林業改良普及協会，（2006. 8. 10）,P39

¹¹ 森林と生物多様性：林野庁：https://www.rinya.maff.go.jp/j/sin_riyou/tayousei/top.html
森林の生物多様性を高めるための林業経営事例集（PDF）：林野庁：https://www.rinya.maff.go.jp/j/sin_riyou/tayousei/attach/pdf/top-9.pdf

2.2. 情報の特徴に応じた伝達手法

クリーンウッド法をはじめとする既存の制度への対応に加え、近年では、持続可能性への配慮をより積極的に示す取組や、TNFD等の国際的な枠組みへの対応を見据えた追加的な取組が、木材供給・利用に関わる各主体において進められている。

一方で、これらの取組において取り扱われる情報は、その性質や利用目的により、適切な伝達の方法や範囲が異なることから、情報の客観性の程度や、共有範囲（オープン/クローズド）に応じた整理と使い分けが重要である。

本ガイドンスでは、こうした考え方を整理するため、情報を「客観性（制度・基準に基づくか、独自の取組か）」と「伝達範囲（オープンか、関係者限定か）」の2軸で整理し、図 2-2 に示す4つの類型で整理した。この整理は、優劣を示すものではなく、情報の性質に応じて適切な伝達方法を選択するための目安として位置づけるものである。各象限の詳細は以下のとおり。

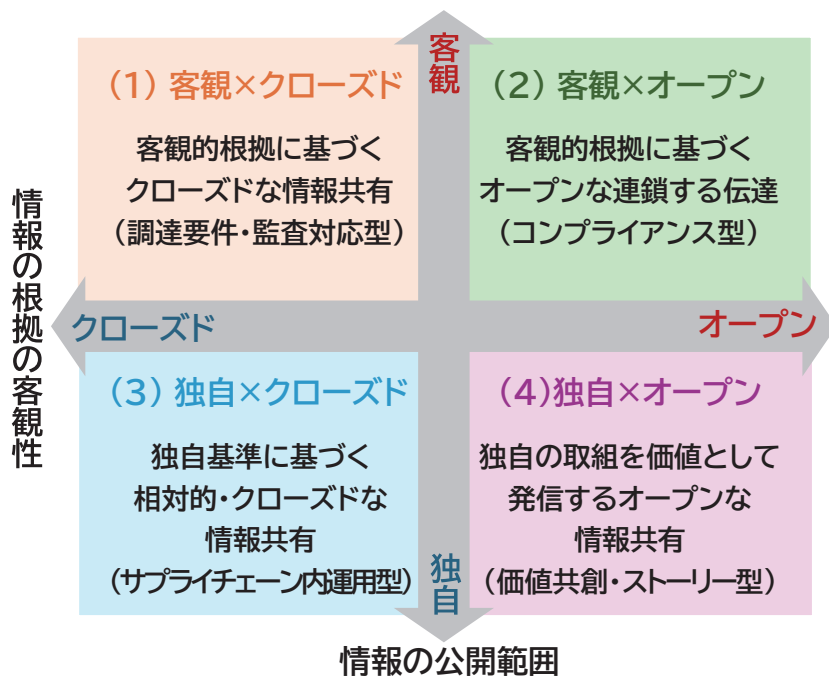


図 2-2 情報の性質と公開範囲からみた伝達手法の整理

・4象限の読み方の概要

情報は、必ずしも「すべてオープンにする」ことが最適とは限らず、関係者間で確実に共有すべき情報や価値として発信すべき情報が存在する。図 2-2 は、こうした情報の位置づけを整理し、代表的な情報の例や伝達方法の考え方とともに提示している。実際の取組にあたっては、個別の事情を踏まえて、これらを組み合わせて活用することが想定される。

なお、各象限に対応する具体的な取組事例については、第3章 で簡潔に紹介するとともに、別冊2の事例集において詳細を記載している。

(1) 客観×クローズド：客観的根拠に基づくクローズドな情報共有 (調達要件・監査対応型)

位置づけ

法令、規格、社内基準等により客観的に検証可能な情報である一方、契約関係や競争上の配慮から、関係者内に限定して共有される情報

情報の性質 (例)

「要件適合の可否が明確」、「証憑・チェック結果の真正性が重要」、「公開そのものを目的としない」

推奨される伝達方法 (例)

要件リストやチェックシートによる確認、証憑類の限定的提示、監査・レビュー時の対応

参考事例

【事例2】最終需要者（建築主等） 東京海上日動火災保険株式会社（調達条件の明確化。最終需要者としての調達要件に沿っていることを、サプライヤーに要求し確認） 等

(2) 客観×オープン：客観的根拠に基づくオープンな連鎖する伝達 (コンプライアンス型)

位置づけ

法令遵守や規格適合の確認結果等、検証可能性が高く、サプライチェーンを通じて、連鎖的に伝達・開示することが可能な情報

情報の性質 (例)

「法令・制度に基づく」、「内容の解釈が標準化されている」

推奨される伝達方法 (例)

証憑類の整備・保存、要請に応じた提示、トレーサビリティ情報の連鎖

参考事例

【事例1】川中（木材加工・流通） ノースジャパン素材流通協同組合（クリーンウッド法に基づく合法性確認を徹底し、確認結果および証憑類を供給先の要望に応じて提供） 等

(3) 独自×クローズド：独自基準に基づく相対的・クローズドな情報共有 (サプライチェーン内運用型)

位置づけ

各主体が独自に設定した基準や詳細な取組内容について、解釈や運用のすり合わせを前提に、関係者内で共有される情報

情報の性質 (例)

「独自性が高い」、「文脈理解や合意形成が不可欠」、「一律公開には不向き」

推奨される伝達方法 (例)

会員制プラットフォーム、内部ルール・運用マニュアル、認証制度（CoC等）を通じた管理

参考事例

【事例6】川下（建築事業者等） 伊佐ホームズ株式会社・森林パートナーズ株式会社（メンバー間での製品単位の情報の共有と山元への利益還元のためのプラットフォームを構築、顧客・建築主へは再造林情報を可視化することで企業の社会的信頼を向上）

【事例9】川上（森林経営・素材生産） 登米市森林管理協議会（合板工場との基本協定による認証材の安定供給） 等

(4) 独自×オープン：独自の取組を価値として発信するオープンな情報伝達 (価値共創・ストーリー型)

位置づけ

森林管理等における独自の取組について、最終需要者等の共感・理解を得るとともに、意義や背景を共有できる最終需要者等と連携して価値として発信する情報

情報の性質（例）

「独自性・ストーリー性が高い」、「数値や制度だけでは伝えきれない」

推奨される伝達方法（例）

共同での情報発信、事例紹介・ストーリー化、認証や協定と組み合わせた説明

参考事例

【事例9】川上（森林経営・素材生産） 登米市森林管理協議会（プロジェクト認証の中で先行分離発注により需要者に木材を直接販売、川上・需要者の双方から発信）

【事例7】川上（森林経営・素材生産） 南三陸森林管理協議会（イヌワシプロジェクトやTNFD対応等に共感する需要者と連携した情報発信）

【事例5】川上（森林経営・素材生産） 佐伯広域森林組合（再造林可能な価格での取引を含む協定を締結し、川上・川下の双方から発信）

【事例8】川上（森林経営・素材生産） 田島山業株式会社（自然共生サイト等の情報発信に共感する需要者と連携） 等

2.3. 関係者の役割

持続可能性に配慮した木材の情報について、サプライチェーンを通じて最終需要者まで伝達していくためには、川上（森林経営・素材生産）、川中（木材加工・流通）、川下（建築事業者等）の関係者間の連携・協力が不可欠である（図 2-3）。情報伝達に係る連携体制の構築を主導する者には、川上（森林経営・素材生産）・川中（木材加工・流通）・川下（建築事業者等）のいずれかが中心となる場合や、複数の主体が役割を分担して関与する場合等、様々なパターンがみられる。

主体	役割	情報の流れ
川上 (森林経営・素材生産)	<ul style="list-style-type: none"> 森林管理の現場において、持続可能性への配慮に係る一次情報を生成する。 情報伝達の根幹として、正確性と継続性が求められる。 	
川中 (木材加工・流通)	<ul style="list-style-type: none"> 川上の情報を基に、デュー・デリジェンス¹²の実施や証憑類の整理・保管、川下の調達方針への適合性確認など、情報の整理・集約を行い、川下へ引き継ぐ。 	
川下 (建築事業者等)	<ul style="list-style-type: none"> 調達方針の策定や建築・施工段階での木材利用において川上・川中から得られた情報を活用し、最終需要者への説明・報告、社会に対する開示を行う。 	
最終需要者 (建築主等)	<ul style="list-style-type: none"> 持続可能性に配慮した木材を積極的に選択することにより、その利用・供給の拡大を牽引する。 持続可能性に関して求める情報の内容や粒度を主体的に決定する。 川下から示された情報を活用し、金融機関・評価機関や社会に対する説明、開示、報告を担う。 	
共通	<ul style="list-style-type: none"> 要望等の情報を上流にフィードバックすることにより、持続可能性に配慮した木材のサプライチェーンの改善・強化を促進する。 情報伝達を含め、持続可能性に配慮した木材の供給に係るコストの分担に関する相互理解を図る。 	

図 2-3 各関係者の主たる役割と情報の流れ

一方で、現実の取引現場では、情報のやり取りが手書きメモや口頭に依存しているケースがみられ、施業状況や実在庫に関する情報の遅延や不一致、フィードバック不足に加え、どの主体が情報を作成し（一次情報として確定し）、どの主体が根拠とともに保管・提示するのかといった役割分担が曖昧になるといった事態が懸念される。正確な情報を下流へ伝達するとともに、上流へのフィードバックを十分に機能させて持続可能性への取組を次の行動につなげていくために、効率的な情報流通のあり方をサプライチェーン上の関係者で検討・合意しておくことが重要である。

また、持続可能性への配慮に係る追加的な取組は、その内容に応じた追加的なコストがかかることも踏まえ、その取組の情報発信により得られるメリットを勘案して、関係者が納得する形で価格や取引形態等を決定することが重要である。

なお、林野庁では、持続的な木材供給の確立に向けて適切な価格転嫁の定着を図るため、「林業・木材産業における適正取引推進ガイドライン」を公表している（参照：【コラム2】林業・木材産業における適正取引推進ガイドラインについて）。

具体的な取組において、関係者の関わり方に着目すると以下のような例がみられる。

¹² 自らの事業が要因となって生じる負の影響（リスク）を特定し、防止し、軽減するとともに、これら負の影響への対処方法について説明責任を果たすために企業が実施すべきプロセスを指す。

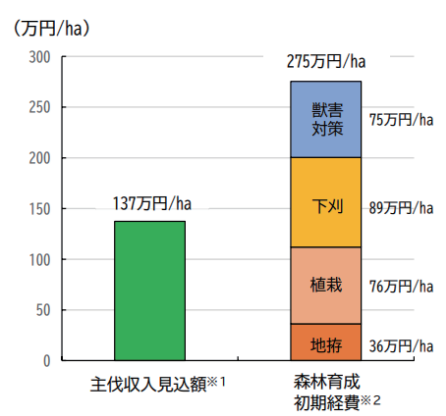
- ・プラットフォームを構築して施工者から山元・製材所に直接支払うことで山元への還流と関係者の信頼向上を達成（【事例6】川下（建築事業者等） 伊佐ホームズ株式会社・森林パートナーズ株式会社）
- ・植林・育林等の費用を上乗せした産地指定の直接購入により再造林費用を確保するとともにトレーサビリティを明確化（【事例4】最終需要者（建築主等） 三菱地所レジデンス株式会社）
- ・木材利用促進協定を活用し、再造林にかかるコストを含めた価格をサプライチェーンの関係者間で設定（【事例5】川上（森林経営・素材生産） 佐伯広域森林組合）
- ・生物多様性保全に係る独自の取組に共感する建築主に直接販売し、木材を建築事業者に現物提供（材工分離）することで川下が川上に利益を還元、川下はストーリー性を持った情報を発信（【事例9】川上（森林経営・素材生産） 登米市森林管理協議会）
- ・SGEC-FM（計550ha）+ 自社工場のSGEC-CoC体制の下、認証材の販売単価に5～10%の上乗せを実現（【事例10】川上（森林経営・素材生産） 有限会社二和木材）

コラム2 林業・木材産業における適正取引推進ガイドラインについて

林業・木材産業においては、物価高騰や人材不足の深刻化、安全対策の徹底等による各種コストの上昇が続く一方、住宅分野における木材需要の減少等により、必要なコストを価格に転嫁しにくい状況にあり、サプライチェーンの出発点である森林所有者にとっては、木材の販売収益だけでは再造林経費を賄えない状態にある。

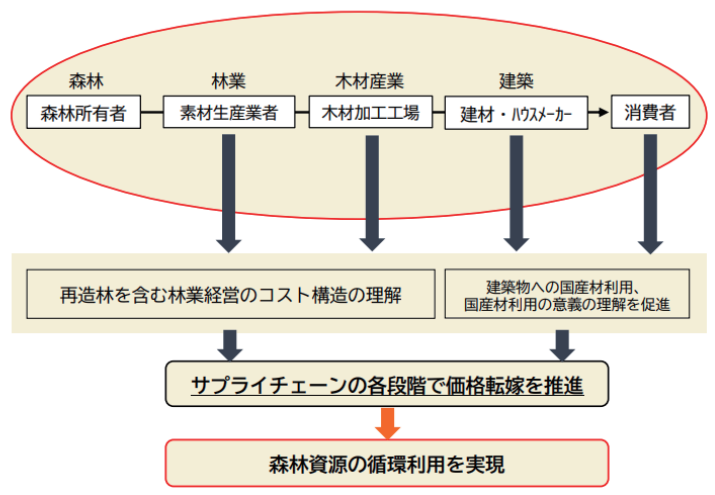
木材を持続的・安定的に供給していくためには、サプライチェーンの各段階における価格転嫁に関係者全体で取り組んでいく必要があること、また、令和7（2025）年にサプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」の実現に向けて下請法が改正され、令和8（2026）年1月1日から取適法として施行されることを踏まえ、林野庁において、業種別ガイドラインとして「林業・木材産業における適正取引推進ガイドライン」を令和7（2025）年11月に公表した。この中で、価格交渉の重要性や、改善すべき商慣習・望ましい取引事例等を示すことで、価格転嫁及び取引適正化を推進している。

■ 林業経営のコスト構造



資料：令和5年度「森林・林業白書」をもとに作成
 ※1 （一財）日本不動産研究所「山林素地及び山元立木価格調」を基に試算（素材出材量を315m³/haと仮定し、スギ山元立木価格4,361円/m³を乗じて算出）
 ※2 森林整備事業の令和5（2023）年度標準単価を用い、スギ3,000本/ha植栽、下刈り5回、獣害防護柵40mとして試算

■ 持続的な木材供給に向けて目指すべき姿



第3章

持続可能性に配慮するための取組手法

本章では、建築物への持続可能性に配慮した木材（国産材）の供給・利用に取り組む具体的な手法について、その目的別に、事例を交えて紹介する。

「3.1. 合法伐採木材」の取組は、持続可能性への基本的な配慮を満たしていることを示すことができるとともに、更なる取組を広げていく際の基盤となる。国内において最も広範に取り組まれていることから、最終需要者において持続可能性に配慮した国産材を量的に確保したい場合に有効である。実務においては、確認情報の効率的な収集・管理や、需要側における情報の利用のしやすさに取り組むことが重要である。

「3.2. 更新の担保」は、属地的に更新が担保されていることを需要側が確認したい場合（森林減少・劣化対策に関する情報開示を評価するCDPへの対応等）に有効となる。また、「持続可能な管理計画」に該当する各種計画に基づくものは、TNFD情報開示にも有効となる。

「3.3. 再生林の担保」は、建築物の最終需要者や社会に対してカーボンニュートラルや森林資源の循環利用に高く貢献していることをアピールしたい場合に有効となる。その際、再生林についてはコストの捻出が大きな課題である場合が多いことから、需要側においては、情報の収集に努めるだけでなく、積極的な連携・支援が効果的である。

「3.4. 生物多様性への配慮」は、最終需要者や川下がTNFD情報開示への対応等において生物多様性に配慮した木材として追加的に説明したい場合に有効となり得る。現状、TNFDにおいて生物多様性の状態を評価する具体的な指標は示されていないが、取組の信頼性を担保するためにも、取組内容を定量的に評価することや、優先地域等における定性的な取組を、ストーリー性を持って伝えるといった工夫が有効となる。

「3.5. 森林認証」は、持続可能性に関して広範な評価項目をカバーしており、様々な場面で活用できる。

本ガイドンスでは、関係者がそれぞれの立場や事業特性、目指すテーマに応じて、配慮の取組や情報伝達の負担も勘案しながら、各項目で紹介する取組手法を適宜選択していただくとともに、需要者の認識やサプライチェーン上の関係者の対応能力の向上等に応じて、可能な範囲で段階的に進んでいただくことを想定している。

3.1. 合法伐採木材

2.1.1.で解説したように、我が国において合法伐採木材等をクリーンウッド法の仕組みを通じて調達することは、環境面や社会面での規制・配慮に係る制度が充実している我が国において、持続可能性に配慮した木材供給・利用における基本的かつ有効な取組であるとともに、日本国内で最も広範かつ容易に取り組めるものとなっている。

合法性確認により取り扱われる情報は、森林法等の法令や行政手続きに基づくものであり、客観性が高く、検証可能性を有する情報であることから、2.2.で整理した「[図 2-2](#) 情報の性質と公開範囲からみた伝達手法の整理」の4象限においては、「客観×オープン（コンプライアンス型）：法令遵守の確認結果として、取引とともに連鎖的に引き継がれる情報」としても、「客観×クローズド（調達要件・監査対応型）：調達要件や監査対応として、関係者間で確実に共有・確認される情報」としても位置づけられるものである。

本項では、(1) クリーンウッド法に基づく素材生産販売事業者及び木材関連事業者の取組と (2) 最終需要者の取組に分けて解説する。

(1) 素材生産販売事業者及び木材関連事業者の取組

クリーンウッド法に基づく素材生産販売事業者や木材関連事業者は、第1種木材関連事業者が合法性確認木材等であると判断した木材等が木材需要側に対して確実に供給されるサプライチェーンを構築するため、以下の情報提供や伝達を行うことが必要となる。

素材生産販売事業者（本ガイダンスの川上に位置する事業者）

- ・クリーンウッド法に基づく原材料情報（樹種、伐採地域、証明情報）等の情報を提供する。

第1種木材関連事業者（本ガイダンスの川中に位置する事業者）

- ・クリーンウッド法に基づき原材料情報（樹種、伐採地域、証明情報）の収集や合法性確認等を行った上で、合法性確認木材等である旨の情報伝達を実施する。

第2種木材関連事業者（本ガイダンスの川中又は川下に位置する事業者）

●建築・建設事業者以外の場合

- ・調達の際に合法性確認木材等である旨の情報を受け取った上で、合法性確認木材等である旨の情報伝達を実施する。

●建築・建設事業者の場合

- ・調達の際に、合法性確認木材等である旨の情報を受け取る。

建築物を譲り渡す際に、建築物に含まれる合法性確認木材等の数量等を説明するとともに、必要に応じ部材別の合法性確認木材等の数量や部材調達時に伝達された合法性確認木材等である旨の情報を提供する。

クリーンウッド法において合法性確認木材等か否かの情報を伝達する方法としては、以下を含む幅広い方法が認められている。ただし、口頭による伝達は認められていないことに留意が必要である。

- ・包装、送り状、納品書、レシート等に必要事項を記載し、手渡す方法
- ・メールやFAX等で必要事項を送信する方法
- ・クラウドに必要事項をアップロードし、当該クラウドへのURLをメール等で送信する方法
- ・クリーンウッドシステム¹を活用する方法

必要事項の記載様式は任意であり、伝達を行う木材関連事業者によって、必要事項の記載箇所や具体的な文言が異なっている可能性がある。情報伝達の受け手が「合法性確認木材等」を受け取ったと判断するには、受け取った納品書・メール等において「合法性確認木材等」である旨が明記されている必要がある。納品書での情報伝達の記載例（第1種→第2種、第2種→第2種）を、情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」掲載の運用説明資料において紹介しているので参照されたい。

なお、建築物の譲渡しの場合、当該建築物の建築を行った木材関連事業者（建築・建設事業者）から譲渡し先に対しては、クリーンウッド法に基づく情報伝達が行なわれないこととなっている。建築・建設事業者が、最終需要者等に対して説明を行う場合、その内容や方法には法令上の決まりはないが、説明に使用できる文言としては以下のものが考えられる。

【使用できる文言例】

- ・この建築物の主要な構造部の木材（柱・横架材）については、クリーンウッド法に基づく合法性確認木材等を100%使用しています。
- ・この建築物には、クリーンウッド法に基づく合法性確認木材等を●●m³使用しています。

一方で、以下の文言などで説明を行った場合、施主等の誤解を招く可能性がある。施主等に対して正しく意図が伝わる文言にて説明を行う必要がある。

【使用が不適切または使用にあたり注意が必要な文言例】

- ・この建築物はクリーンウッド法に基づく合法性確認木材等です。
（解説：クリーンウッド法上建築物は対象物品ではないため不適切。上述の【使用できる文言例】であれば、建築物の部材に合法性確認木材等を使用していることを説明可。）
- ・この建築物に含まれる全ての木材・木材製品は、クリーンウッド法に基づく合法性確認木材等です
（解説：クリーンウッド法の対象物品ではなく情報伝達が行なわれない木材・木材製品（例：繊維板、窓枠等）が建築物に含まれている場合、この文言は施主等の誤解を招くため不適切。一方で、建築物に含まれる全ての木材・木材製品が文字通り合法性確認木材等であれば、この文言を使用しても差し支えない。）

¹ 「流通木材の合法性確認システム」の通称。事業者がクリーンウッド法に基づく原材料情報や合法性確認結果の保存・伝達、報告書の作成等を行うことができる、林野庁が運営するウェブシステム。

サプライチェーンにわたって合法性確認木材等の情報を伝達する前提として、第1種木材関連事業者は、一般社団法人全国木材組合連合会が公表している「改正クリーンウッド法における国産原木の合法性確認（デュー・デリジェンス）手引き」も活用しつつ、合法性確認の精度を高めることで、伝達される情報の正確性を確保することが重要である。

また、サプライチェーンに関与する全ての木材関連事業者においては、合法性確認木材等とそうでない木材等の分別管理を行い、合法性確認木材等のみを供給できる体制を日頃から整えておくことが、効率的な運用や取引先の信頼性確保のために重要である。

(2) 最終需要者の取組

建築物を調達する最終需要者は、合法性確認木材等の利用に当たり、以下の取組を行うことが考えられる。

建築物を調達する最終需要者（クリーンウッド法上の木材関連事業者には該当しない事業者）

- ・ 建築契約などにおいて、「合法性確認木材等」を使用してほしい旨を建築・建設事業者等に伝えておく。
- ・ 必要に応じ、建築物調達の際に、合法性確認木材等の数量等の情報を受け取る。

(1) で解説したとおり、建築物の譲渡しに当たっては、建築・建設事業者からクリーンウッド法に基づく情報伝達が行なわれないため、合法性確認木材等やこれを示す情報等を必要とする場合、合法性確認木材等の調達希望や必要とする情報について、事前に建築・建設事業者と調整を行う必要があると考えられる。

また、最終需要者は、合法性確認木材等の調達・利用について、例えば以下の方法でアピールを行うことが可能であると考えられる。(1) で解説した建築・建設事業者による説明方法と同じく、アピールに当たっては誤解を生じない文言を選定いただきたい。

アピールの例

- ✓この建物の構造材（国産材）にはクリーンウッド法に基づく合法性確認木材等を100%使用しています
- ✓木材調達（国産の構造材）に当たっては、クリーンウッド法に基づく合法性確認木材等の利用を確実にしています

事例1 川中（木材加工・流通） ノースジャパン素材流通協同組合

合法性確認の確実性を高めるための情報収集・管理と現地確認の取組

ノースジャパン素材流通協同組合（以下、ノースジャパン）では、クリーンウッド法に基づく第1種木材関連事業者として、組合員が生産する原木について、合法性確認の実効性を高めることを目的に、書類の収集・整理、現地確認、更新状況の把握を組み合わせた取組を行っている。

まず、組合員から提出されるクリーンウッド法関係の証明書類を収集し、ノースジャパンにおいて一元的に管理している。これらの書類は紙媒体での確認に加え、PDF化して電子データとして保存している。さらに、原木の由来や伐採に関する情報については、ノースジャパン独自の様式として組合員からノースジャパンに提出される「納入開始届」を用いて整理しており、制度上の確認事項を補完する形で、継続的に合法性が確保されているかを確認するための基礎情報として整理されている。

同様式には、一通ごとに個別の「土場名」を付して出荷する材の伐採の根拠書類等を添付し、伐採地の所在（林小班情報を含む）、伐採種別（主伐・間伐）、伐採面積、伐採期間、更新方法（植栽予定・天然更新予定等）および更新予定時期といった詳細の情報は、同根拠書類により確認している。

Figure 3-1 shows two forms used by North Japan Raw Material Distribution Cooperative. The left form is the '納入開始届' (Delivery Start Declaration) and the right form is the '原木納品書' (Raw Material Delivery Book). A red arrow points from the '通称土場名' (Common Site Name) field in the '納入開始届' form to the '土場名' (Site Name) field in the '原木納品書' form, indicating that the site name is shared between the two documents. The '原木納品書' form includes a table with columns for '樹種' (Tree Species), '長さ' (Length), '材積' (Volume), and '備考' (Remarks).

樹種	長さ	材積	備考
14	2.0	0.039	
16	2.0	0.051	
18	2.0	0.065	
20	2.0	0.080	
22	2.0	0.097	
24	2.0	0.115	
26	2.0	0.133	
28	2.0	0.157	
30	2.0	0.180	
32	2.0	0.205	
34	2.0	0.231	
36	2.0	0.259	
38	2.0	0.289	
40	2.0	0.320	
42	2.0	0.353	
44	2.0	0.387	
46	2.0	0.423	
48	2.0	0.461	
50	2.0	0.500	

図 3-1 ノースジャパン独自の納入開始届・原木納品書（イメージ）

さらに、納入開始届および伐採根拠書類の情報は、土場名ごとに管理番号を付し、土場名単位で整理・管理している。これにより、特定の土場（土場名）から出荷された原木について、その由来となる伐採箇所および更新予定の内容を遡って確認できる構造としている。

販売時の情報伝達においては、組合員が納入時に販売先に渡す出荷伝票に記載した土場名を納入開始届の土場名と照合することにより、納入した材の合法性確認情報等を担保している。また、ノースジャパンからは土場名がファイル名に付された伐採根拠書類のPDFを販売先に送付している。これにより、販売先は土場名を参照することで、当該原木に係る伐採根拠書類を直ちに確認できる仕組みとなっている。

さらに、書類確認に留まらず、組合員が関与する伐採現場に対して抜き打ちでの確認・検査を実施

している。これにより、提出された書類の内容と現地の状況との整合性を確認し、合法性確認の信頼性を高めている。

このように、ノースジャパンでは、①書類の収集・保管（PDF化を含む）、②独自様式による土場単位での伐採証明書類及び更新予定情報の整理、③土場名による販売先との情報共有、④抜き打ち検査による現地確認を組み合わせることで、合法性確認の確実性を高めるとともに、合法性の証明に用いた情報を一体で管理・提供する体制を整備している。

さらに、こうした取組が地域レベルで徹底されることにより、川中・川下を含めたサプライチェーン全体において、確認結果の信頼性が底上げされ、調達・利用に係るリスク低減につながっている。

事例 2 最終需要者（建築主等） 東京海上日動火災保険株式会社

最終需要者としての調達条件の明確化

東京海上日動火災保険株式会社では、自社建築物の建設・改修における木材調達にあたり、最終需要者としての使用者責任を踏まえ、最低限、合法性が担保された木材であることを重視している。

同社では、木材利用に特化した社内基準は設けていないものの、東京海上グループとして「責任ある調達」に関する方針を定めており、個別の建築プロジェクトにおいては、その考え方を踏まえた判断を行っている。

これまでに、研修施設や地方支所において国産材を中心とした木質化を進めてきたほか、新本店ビル（自社ビル）の建設プロジェクトでは、“循環”をコンセプトとして、再造林の担保できる認証材を主積極的に採用する方針を採っている。

一方で、大規模建築物において使用する木材量が多く、強度や品質の確保、安定供給、コスト面の制約も大きいことから、全量を森林認証材で賄うことは現実的に困難であるとの認識を持っている。このため、新本店ビルの事例においても、森林認証材の活用を進めつつ、最低限として合法性が確認された木材であることを必須条件として調達を行っている。

また、集成材や合板等については、トレーサビリティが複雑になりやすいことを課題として認識しており、設計者や施工者と連携しながら、必要な情報が確認できる範囲での調達を行っている。

このように、東京海上日動火災保険株式会社では、①合法性を最低限の必須条件として明確化し、②プロジェクトの目的や調達可能性を踏まえつつ、可能な範囲で森林認証材を活用するという考え方の下、最終需要者としての責任を意識した木材調達を行っている。

3.2. 更新の担保等（CDP・TNFD等への対応）

森林の多面的機能を維持し、持続可能性に配慮した木材利用を進めるためには、伐採後の更新（人工造林または天然更新）が確実に進められることが重要である。

2.1.2.で解説したように、我が国では、伐採と更新の両面を制度的に確保する仕組みが整備されており、更新の確保を担保できる根拠情報（伐採造林届出、森林経営計画、保安林内立木伐採許可書、国有林の契約関係書類等）は、国内で生産される木材に付される情報の多くを占めているとともに、「属地的な確認（どの森林で、どの更新が計画・実施されるか）」に活用できる。

アピールの例

- ✓〇%（以上）の木材について、原産地までのトレーサビリティを確保した上で、森林減少・劣化（天然林の減少）を引き起こしていないことを確認しています。（CDP対応）
- ✓〇%（以上）の木材について、持続可能な管理計画*又は認証制度の下で調達された木材であることを確認しています。*国産材については林野庁「森林に関するTNFD情報開示の手引き」（2024年12月）に準拠（TNFD対応）

これらの情報は、クリーンウッド法に基づく情報伝達等の枠組みを活用して伝達することが可能であるが、川下の事業者がこれらの情報を入手するためには、流通過程に位置する事業者の理解や協力を得ることが重要となる。

加えて、トレーサビリティの確保のために、これらの情報の写し自体を伝達する場合には、個人情報や商取引に関する機微な情報が含まれている場合があることに留意が必要となる。クリーンウッド法に基づく第1種木材関連事業者には、これらの情報を提供するにあたり、あらかじめ素材生産販売事業者から同意を得ることや、情報の価値を損なわない範囲において黒塗りを行うなど、川上の事業者への配慮が求められる。

これらの点を踏まえると、更新が担保されていることの確認のための取組手法として、以下のいずれかが挙げられる。

（1）情報の生成と伝達

更新の担保として、需要側が確認したい内容はおおむね下記の3点に集約され、需要側の必要とする情報の粒度として、①のみ、または②や③が加わると考えられる。

① 更新が計画されているか

伐採後に更新が計画されているか、更新の方法（人工造林/天然更新）は何か。

② 何に基づくのか

2.1.2.に示した根拠情報（例：伐採造林届出書に係る適合通知書、森林経営計画、保安林内立木伐採許可書等、国有林の契約関係書類等）のいずれに基づくのか。

③ どの森林・伐採箇所なのか

伐採箇所（林小班、施業地、土場・ロット等）と結び付けて追跡できるか（トレーサビリティの単位は製品特性に応じて現実的に設定）。

なお、③に対応するためには、更新の担保の根拠情報を、実際の調達・流通単位と結び付けて保持することが重要である。必ずしも製品単位での完全追跡を求めるものではなく、林小班・施業地単位、伐採区域単位、土場単位、工場入荷ロット単位等、実務上管理されている単位で「属地×根拠情報」を紐づけておくことにより、必要に応じて当該単位まで遡って説明できる状態を確保することが現実的な対応となる。

例えば、更新に係る情報を合法性と一体で管理・提供する取組については、【事例1】川中（木材加工・流通）ノースジャパン素材流通協同組合において、伐採箇所・土場単位の一元管理、証明書類（更新予定を含む）のPDF化・提供等の運用を紹介している。このように、日常の在庫管理単位と更新根拠情報を連動させることが、③への具体的な対応の参考となるため、同事例も参照されたい。

①から③を伝達する際の情報の形態としては、以下が挙げられる。

要点を抽出して伝達する方法（標準的な対応）

- ・更新の方法、根拠情報の種類、その他必要事項（伐採地域等）を抽出して伝達する。
- ・この方法では、書類そのものは共有しないが、どの制度情報に基づき、どの森林の更新が計画・実施されるのかを、川下が説明可能な形で整理することができる。
- ・実務上は、簡易様式（1枚程度）を定型化し、発行主体、対象期間、更新方法、確認済み事項等を整理しておくことで、流通側の負担を抑えつつ、川下の社内説明・対外説明にも転用しやすくなる。

根拠書類の写し自体を伝達する方法（説明責任が高い場合）

- ・伐採後の更新が確保されることが属地的に確認できる情報の写し自体を伝達する。
- ・この方法では、特に大型案件、ESG情報開示対象案件、投資家説明を伴う案件等では、制度情報そのものを確認できる体制を整えておくことが有効である。
- ・ただし、個人情報や商取引上の機微情報が含まれる場合があるため、事前の同意取得や黒塗り対応等、適切な管理の下で運用する必要がある。

クリーンウッド法に基づく第1種木材関連事業者やそれ以降のサプライチェーンに位置する事業者は、こうした内容を、3.1.に記載した情報伝達の枠組みを活用して伝達することが可能である。具体例は以下のとおり。

- ・クリーンウッド法の情報伝達を納品書（紙媒体）で行っている場合には、納品書に伝達する内容を記載または添付して手渡す。
- ・メールで行っている場合には、メールに伝達する内容を記載または添付して送信する。
- ・クリーンウッドシステムを活用している場合には、システム上で伝達する内容を記載または添付して送信する。

(2) 情報伝達手法のステップと留意点

更新の担保に関する情報の伝達は、取引先の要望の程度や、自ら及び関係者におけるクリーンウッド法への対応状況を踏まえ、(1)で紹介した手法について、以下のAからCのパターン分けも参考として、取り組みやすい段階から始めることもできる。

なお、実務的には、A段階を標準とし、要請がある取引のみB段階やC段階で対応する、という運用も考えられる。

A段階 | 更新に係る情報を付記する（最小の追加）

- ・川上の事業者（素材生産販売事業者）がグリーンウッド法に基づく原材料情報を提供する際や、川中の事業者（木材関連事業者）が同法に基づく情報伝達を納品書、送り状、メール、クラウド等で行う際に、更新方法（人工造林/天然更新）、根拠情報の種類（例：森林経営計画、適合通知書等）を付記する。
- ・書類の写しは添付しないが、根拠は確保していることの明確化が可能である。

B段階 | 根拠情報の要点を同封する（説明に転用できる形）

- ・根拠書類そのものではなく、要点（発行主体、対象森林、対象期間、更新方法、確認済み事項）を簡易様式（1枚程度）に整理して添付する。
- ・川下が社内説明・対外説明に使いやすく、流通側の負担も抑えやすい。

C段階 | 根拠書類の写し（必要箇所）を提示できる体制を整える

- ・高い説明責任が求められる案件（大型案件、ESG開示対象、投資家説明等）では、根拠書類の必要箇所の写しを、要請に応じて提示できる運用を整える。
- ・個人情報・機微情報の管理について留意が必要となる。

【個人情報・機微情報の管理について】

更新の担保の根拠となる書類には、所有者情報等の個人情報や、取引上の機微情報が含まれる場合がある。このため、根拠書類の写しを共有する場合は、少なくとも①提供範囲（誰に、どこまで、どの期間）、②合意（同意）を取得するための考え方（川上からの事前合意等）、③黒塗り等の編集方針（価値を損なわない範囲）、④再配布・二次利用の制限（契約・注意書き等）、⑤保管方法（クラウド権限、ログ、保存期間）の5つを順守する必要がある。

(3) 天然更新に対する理解と対応

天然更新は、自然条件や対象森林の現況等からみて、天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行う更新方法であり、広葉樹林化や針広混交林化を推進する観点から有効な選択肢となり得る（詳細はP13<更新方法について>を参照）。

ただし、更新完了までに複数年を要する必要があるため、需要側が安心して選択するためには、「計画」だけでなく「管理」も含めて伝えることが重要である。

天然更新を含む取引で、最低限そろえると誤解が生じにくい情報は、次のとおりである。これらは、長文説明ではなく、B段階（要点整理）の項目として定型化しておく、運用負担を押さえつつ、川下の説明にも転用しやすい。

天然更新を選択する（理由） | 前生稚樹、母樹、地形・土壌等の状況から更新が期待できること
更新補助作業の有無 | 地表処理、刈出し、植込み、芽かき等
モニタリングの考え方 | 更新の進捗確認（更新完了面積/伐採面積、一定年次での確認等）
見込み時期 | 更新完了までの目安（5年を超えない期間で年数の幅を許容して記載）

(4) 情報が途切れやすい場面と、途切れさせない工夫

更新情報が途切れやすい典型的な場面と対応の方向性は下記のとおりである。

商流が多段階で、原材料単位の追跡が難しい

- ・製品単位での完全追跡に拘らず、まずは工場において原木の調達ロット単位（工場入荷ロット、土場単位等）で「属地×根拠」を保持し、川下側の説明に使える粒度を確保する。
- ・必要に応じて、特定案件ではロットを絞った調達（独自のサプライチェーン化）を行い、粒度を上げていく。

更新情報が“行政書類の束”になり、川下が読めない/使えない

- ・書類そのものより、まずは要点を抜き出した整理様式を整える（例：B段階）。
- ・説明責任が強い案件のみ、写しの提示に移行する（例：C段階）。

「更新＝再造林」だと誤解され、天然更新が“更新していない”と受け取られる

- ・更新方法（人工造林/天然更新）を明記し、天然更新の場合は、成立に時間を要することと、更新補助作業・モニタリングの有無について併記する（例：(3)）。

(5) CDP・TNFD等を見据えた整理の仕方（制度×トレーサビリティ）

更新に関する根拠情報は、制度情報だけでは「どこでの話か」が弱く、トレーサビリティだけでは「何が担保されるか」が弱い。

そこで、需要側の情報開示・評価（例：CDP、TNFD）を念頭に置く場合には、「既存制度情報×属地（トレーサビリティ）」をセットで保持・伝達することが重要となる。

CDP（森林減少・劣化リスクの説明）

- ・伐採箇所（属地）に遡れる形で、更新の根拠情報（どの制度情報か）を紐付けて示す。

TNFD（持続可能な管理計画との接続）

- ・森林経営計画等の「持続可能な管理計画」に該当する情報（2.1.2.の(2)(3)(4)）を用いて、その調達量や全体における割合等を整理する。
- ・林野庁が公表した「森林に関するTNFD情報開示の手引き」も参照し、情報の種類を区分して整理しておくことが有益となり得る（例：3.4.）。

(6) 情報伝達の実装手段（独自のサプライチェーン/ツール活用）

更新情報の伝達を継続的に運用するためには、手作業での添付や転記を増やしすぎないことが重要である。実装においては、例として次の手段が考えられる。

電子化（PDF化・クラウド共有）

- ・必要な範囲で即時提示できる形にし、紙管理の負担を平準化する。

帳票・様式の統一

- ・(2)のA段階（付記）・B段階（要点整理）を定型化し、取引の都度の判断・作業を減らす。

独自のサプライチェーン構築

- ・対象案件を限定し、属地・根拠情報の粒度を上げて確実に引き継ぐ。

公表情報の活用

- ・クリーンウッド法の法制度などを関係者へ説明する必要がある場合には、「クリーンウッド・ナビ」に公表されている情報を活用し、作業の効率化を図る（輸入材を含む場合も有効な手段となる）。

3.3. 再造林の担保

森林の多面的機能の発揮という面では、3.2.で示したように、伐採後は天然更新も含む更新の確実な実施が重要であるが、天然更新では多様な樹種が成長する我が国においては、利用可能な森林資源を確実に成立させる再造林（人工造林）は、森林資源の循環利用に向けた重要な取組となる。とりわけ、建築分野における木材利用の拡大に伴い、需要側にとって、木材利用による炭素貯蔵効果の発揮と森林吸収能力の確保を最大化する観点から、伐採後に再造林が実施され次世代の森林が速やかに形成されることが重要な関心事項となっている。

我が国では、森林法に基づく伐採造林届出制度や森林経営計画制度等により、伐採と更新（人工造林・天然更新）の両方が制度的に確認されている。再造林の実施予定についても、これらの制度の中で「造林方法」として明記され、行政的な確認を通じて担保されている。しかし、3.2.で解説したように、それらの情報を需要側に伝えるにはサプライチェーン上での連携体制の構築が必要となる。

さらに、現場レベルでは、現状の原木価格では再造林を行っても将来利益を見込みがたい、更に地域によっては獣害対策等の追加的コストが必要になるといった状況により、林業に適した立地であっても、森林所有者が経済的な持続可能性への不安から再造林を行わないと判断するケースがみられている。

再造林の担保された木材であることを、木材の調達・利用の中で確実に説明するためには、制度に基づく情報の伝達（再造林を行う計画の存在の確認とその要点の共有）と、費用負担を含む支援の仕組み（実効性の確保）の両面から捉えることが重要である。

アピールの例

- ✓利用する木材の全量を、再造林が確実に行われる森林からの伐採木材（市町村森林整備計画で定める「特に効率的な施業が可能な森林」の区域における森林経営計画に基づき伐採された木材）としています。
- ✓利用する木材の全量を、再造林を着実に実施する宣言を行った〇〇から調達しています。さらに、製品を再造林可能な価格で購入することとし、再造林の着実な実施を応援しています。
- ✓この木材は、収益の一部を〇〇再造林基金に還元しており、〇〇地域での再造林の着実な実施に貢献しています。

(1) 情報伝達上の課題と工夫（再造林情報の抽出と伝達）

再造林に関する情報は、森林経営計画制度や伐採造林届出制度等の書類に含まれているものの、木材の流通・利用段階（川中・川下）まで十分に共有されていない場合がある。その結果、川下の需要者が「再造林が担保された木材」であることを素材・製品単位で説明しようとしても、参照可能な情報が取引とともに引き継がれていないケースがみられる。

このため、再造林の担保に関する情報については、「3.2.更新の担保」の整理と同様に、伐採の合法性に関する情報に再造林に関する要点を付加する等の工夫により伝達できる。具体的には下記のとおり。

- ・ 再造林の予定（更新方法）を示す要点情報を、クリーンウッド法に基づく原材料情報の提供や合法性確認結果の伝達と併せて整理・伝達する。
- ・ 必要に応じて、森林経営計画書や伐採造林届出書に係る適合通知書等の根拠資料を、個人情報等に配慮しつつ限定的に共有可能な状態とする。
- ・ 独自のサプライチェーン構築やデジタルツールを活用し、確認情報を一元的に管理・参照できる体制を構築する。

特に、市町村森林整備計画で定める「特に効率的な施業が可能な森林」や「植栽によらなければ適格な更新が困難な森林」における森林経営計画に基づく主伐については、更新の方法は再造林に限られる。このため、特に効率的な施業が可能な森林等の区域における伐採であることの情報と、森林経営計画に基づく伐採であることの情報とを組み合わせることで、再造林が確保された森林から生産された木材であることを適切に担保することができる。

川中段階での実践例としては、【事例1】川中（木材加工・流通） ノースジャパン素材流通協同組合において、クリーンウッド法に基づく証明書類に再造林（更新予定）に関する情報を含め、PDF化して販売先に提供するといった取組がみられる。

また、再造林を確実に実施しながら、関係者の事務負担を抑える取組として、協定等に基づき定期的な情報共有を行うことで、再造林の実施状況を継続的に確認しつつ、都度の情報伝達を簡素化する取組もみられる（【事例5】川上（森林経営・素材生産） 佐伯広域森林組合）。

なお、森林認証では伐採後の更新方法を再造林に限定していないことから、認証材であることのみをもって再造林が担保されるものではないことに留意が必要である。

（2）再造林を着実に進める支援の仕組み（川中・川下の関与）

再造林には、苗木の調達、植栽、下刈り等の保育、獣害対策等、複数年にわたるコストと労務が必要となる一方、伐採収益のみでは十分に賄えない地域も少なくない。

こうした課題に対応するため、川中・川下の事業者が関与し、再造林の費用確保を支援する仕組みが開発されている（表 3-1）。これらの取組は、再造林を着実に実施するだけでなく、需要者における持続可能性への貢献として対外的に発信することも可能である。

表 3-1 再造林支援の取組（川中・川下による取組）

取組	概要（事例）
基金方式	伐採事業者、流通事業者、原木需要者が取扱数量に応じた協力金を拠出し基金として積み立てている。基金で森林所有者が行う再造林経費の一部を助成し、民間主導で再造林率向上を支援している。（参照：【事例3】川上（森林経営・素材生産） 岩手県森林再生機構） ※他県も含めた取組状況については表 3-2を参照。
協定方式	・ 住宅開発に使用する木材の供給元と再造林協定を締結し、伐採・植栽・育林費を木材価格に上乗せして支払う仕組みを試行している。具体的には、供給者と単価協議を行い、1m ³ あたりの育林費を設定し、伐採から植栽までの循環を価格で担保する。（参照：【事例4】最終需要者（建築主等） 三菱地所レジデンス株式会社） ・ 森林組合・製材所・工務店・自治体が連携した再造林協定において、再造林費用を含めた製品価格での安定した取引を行っている。（参照：【事例5】川上（森林経営・素材生産） 佐伯広域森林組合）
プラットフォーム方式	・ 民間企業が、林業事業者と連携し、再造林情報をオンライン上で共有するとともに山元へ利益を直接還元するためのプラットフォームを構築している。顧客・建築主にも再造林情報を可視化することで、木材利用による脱炭素や地域循環を消費者と共有し、企業の社会的信頼を高める仕組みを実現している。（参照：【事例6】川下（建築事業者等） 伊佐ホームズ株式会社・森林パートナーズ株式会社）

表 3-2 再造林に係る基金の例

都道府県	基金名	内容
北海道	人工林資源保続支援基金 (Re: もりファンド)	平成24 (2012) 年 開始
		出典: https://www.doshinren.or.jp/fund/index.html?utm_source=chatgpt.com
青森県	青い森づくり推進基金	平成30 (2018) 年 開始
		出典: https://aomori-pfau.or.jp/aoimori/
岩手県	岩手県森林再生基金	平成29 (2017) 年 開始
		出典: https://iwatemoriren.org/shinrinsaisei/
新潟県	ふるさと越後再造林基金	令和4 (2022) 年 開始
		出典: http://www.niigata-moriren.or.jp/furusato/
大分県	森林再生基金	平成22 (2010) 年 開始
		出典: https://oita-moriren.jp/kikin?utm_source=chatgpt.com

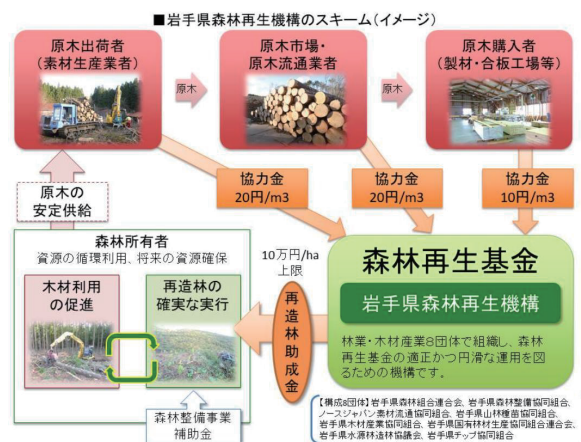
事例 3 川上（森林経営・素材生産） 岩手県森林再生機構

川中・川下を含む費用分担による再造林支援の仕組み

岩手県内の林業関係団体8社で立ち上げられた岩手県森林再生機構（事務局：岩手県森林組合連合会）は、県内における伐採後の再造林の推進のため、川上の森林所有者や伐採事業者だけに負担を求めるのではなく、木材の流通・利用に関わる関係者全体で支える仕組みの構築に取り組んでいる。

具体的には、伐採事業者、流通事業者、需要者が連携し、合わせて原木1m³あたり最大50円を拠出する仕組みを設け、拠出金を「岩手県森林再生基金」として積み立てている。この基金は、岩手県内で実施される再造林の推進に向けた助成金として活用されており、再造林に要する初期費用について、行政の補助金に追加して支援する役割を果たしている。

川中・川下の事業者が費用を分担することで、再造林を「森林所有者だけの問題」とせず、木材利用の前提条件として捉える考え方が共有されている。



出典：岩手県森林再生機構 | 将来の森林資源の確保と森林の持続的経営の推進: <https://iwatemoriren.org/shinrinsaisei/>,

図 3-2 岩手県森林再生機構のスキーム（イメージ）

事例4 最終需要者（建築主等） 三菱地所レジデンス株式会社

木材供給元との再造林協定、1m³あたり育林費の上乗せによる循環を担保する取組

三菱地所レジデンス株式会社では、再造林の確保に向けた課題のひとつが伐採後の植栽・育林に要する費用負担であることから、住宅開発で用いる木材の供給元と連携し、再造林に必要な費用をサプライチェーン内で支える仕組みとして、供給元との再造林協定の締結と、育林費を木材価格に上乗せして支払う方式を試行している。

具体的には、伐採・植栽・育林に要する費用を「見える化」した上で、1m³あたりの育林費（苗代・保育等）を設定し、木材価格に上乗せして支払う形で、伐採から植栽までの循環を対価で担保する考え方である。例えば、神奈川県相模原市の津久井地域では、“植林本数（1haあたり2,000本）や保育期間（5～7年）”といった前提条件を基に、1m³あたり育林費を算出し、供給側と共有しながら単価協議を進めている。

まずは木材使用量が限定的で総コストへの影響が相対的に小さいマンションの内装材等の案件から試行に踏み切った。

このように三菱地所レジデンス株式会社は、再造林の実施を「努力目標」に留めず、供給元との協定と費用の上乗せを組み合わせることで、再造林に必要なコストを川中・川下側も含めて分担し、民間主導で循環を成立させる仕組みとして具体化を進めている。

事例5 川上（森林経営・素材生産） 佐伯広域森林組合

協定に基づく定期的な情報共有により、再造林と安定供給を両立する地域一体型モデル

佐伯広域森林組合では、持続可能な森林経営を目指し、「佐伯型循環林業」と呼ばれる50年を1サイクルとする独自の循環型林業システムを構築している。大型パネル工法の普及を見据えたマーケットインの考え方を取り入れ、国産材の付加価値向上と森林資源の循環利用を一体的に進めている点に特徴がある。

この取組の中核として、令和5（2023）年6月に佐伯広域森林組合は、ウイング株式会社（住宅部材メーカー）、ウッドステーション株式会社（大型パネル加工業者）、大分県佐伯市とともに、「佐伯市産材の利用拡大に関する建築物木材利用促進協定」を締結した。本協定は、佐伯広域森林組合における再造林率100%を目標として掲げており、大型パネル製品の価格に再造林費用をあらかじめ含める仕組みを導入することで、再造林に係る素材生産者の負担軽減を図っている。

情報伝達の面では、川下であるウイング株式会社が求める、合法性確認木材等であることを含む品質・数量・価格面等の調達条件や、再造林費用に関する情報を、ウッドステーション株式会社が仲介役となって整理・共有している。協定に基づき、関係者間で定期的な情報共有や協議の場を設けることで、個別・都度の情報伝達を簡素化しつつ、供給計画や再造林の実施を確保している。

また、川下が合法伐採木材を必要とする時期や量についても、あらかじめ川上側と共有することで、計画的な伐採・供給と再造林の両立を支援している。佐伯市は、協定に基づく市産材利用の取組を情報発信するとともに、佐伯広域森林組合が活用可能な補助事業等に関する情報提供を行い、地域全体での取組を後押ししている。

今後は、大規模製材工場の活用により、年間約12万m³の丸太消費量を維持し、需要に応じた安定供給を継続する方針である。合法的に伐採されている佐伯市産材の意義やメリットを積極的に発信す

ることで、地域経済の活性化とカーボンニュートラルに寄与する持続可能な林業経営の地域モデルとしての確立を目指している。

事例 6 川下（建築事業者等） 伊佐ホームズ株式会社・森林パートナーズ株式会社

情報の流通により、山元へ利益還元と社会的信頼を確保

伊佐ホームズ株式会社は、地域工務店として住宅づくりに取り組む中で、木材流通において山元に十分な利益が還元されていない現状に課題意識を持ったことを契機に、平成29（2017）年に森林パートナーズ株式会社を創業した。森林パートナーズ株式会社は、木材そのものを取り扱うのではなく、“情報の流通に特化した「森林再生プラットフォーム」”を運営している。

同プラットフォームでは、工務店、プレカット工場、製材所、山元（森林所有者・森林組合）をつなぎ、品質等を含む木材需要量とそれに伴う生産供給量の情報、環境への配慮等に関する情報をオンライン上で共有している。二次元コードやICタグを活用したトレーサビリティ機能により、木材1本単位での履歴管理を可能とし、再生林に関する情報を含めて可視化している点に特徴がある。

また、同プラットフォームを通じた木材流通では、住宅の具体的な施工が始まるタイミングに合わせて、工務店から製材所や山元へ直接支払いが行われる仕組みを採用している。これにより、物流と商流のタイミングを一致させ、山元への確実な利益還元を通じて、再生林を行うための経済的基盤を支援している。

さらに、再生林や森林管理に関する情報は、関係事業者間で共有されるだけでなく、顧客・建築主に対しても可視化されている。将来的には、住宅に使用された木材の履歴や炭素固定量等を集計し、施主に対してラベル等の形で提供することも検討されており、木材利用による脱炭素や地域循環を消費者と共有する新たな形として注目されている。

このように、伊佐ホームズ株式会社・森林パートナーズ株式会社の取組は、①再生林情報を含む情報の整理・共有、②情報に基づく確実な利益還元、③消費者への可視化を組み合わせることで、民間主導で再生林を支え、社会的信頼を高める仕組みを構築している。

3.4. 生物多様性への配慮

持続可能な森林経営に取り組む上では、木材生産と生物多様性の保全を対立的に捉えるのではなく、計画・施業・評価を一体として運用し、両立を図ることが重要である。我が国においては、森林法に基づく森林計画制度等を基盤として、森林の多面的機能の発揮を図る仕組みが整備されており、生物多様性への配慮についても、制度的に位置づけられつつある。

さらに、近年、TNFDに代表されるサステナビリティ情報開示に対する国際的要請の高まりを背景に、森林経営における生物多様性への配慮状況を、企業の意思決定や調達、情報開示に活用可能な形で整理・伝達することへの関心が高まっている。このため、森林経営の現場における取組を、需要側が理解・評価できる形で「見える化」していくことが重要となっている。

アピールの例

- ✓〇%（以上）の木材について、生物多様性保全に配慮した森林経営が行われている森林^{*}から生産されたことを確認しています。^{*}林野庁「持続可能性に配慮した木材供給・利用に係るガイドランス」に準拠
- ✓この建物は、〇〇地域において生物多様性保全に配慮して〇〇の取組を行っている森林から生産された木材を〇〇に使用しています。

(1) 国内制度による生物多様性への配慮の発信

<森林経営計画>

2.1.2. (2) で解説したように、森林経営計画において、生物多様性を高めるための活動やその活動状況および森林環境の状態を把握するためのモニタリング手法を「森林の経営に関する長期の方針」の一部として記載（宣言）できるよう、計画書の模範様式が見直された（令和7（2025）年3月施行）（図 3-3）。

併せて、認定書において、生物多様性を高めるための活動に取り組む旨が記載された計画であることを確認した旨の一文が追記される仕組みが整備され、木材需要者に対して、森林経営計画を通じた森林の生物多様性への配慮の有無を簡潔に伝達できるよう工夫されている（図 3-4）。

これらの制度的整理により、森林の生物多様性への配慮は、任意の取組として個別に発信されるものではなく、森林経営計画という制度の枠組みの中で、記載・認定・情報伝達までが整理された取組として位置づけられるようになっている。

具体的な伝達手法の例は以下のとおり。

森林経営計画認定書に追記された、生物多様性を高めるための活動に取り組む旨が記載された計画であることを確認した旨の情報を、

- ・クリーンウッド法の情報伝達を納品書（紙媒体）で行っている場合には、納品書に伝達する内容を記載または添付して手渡す。
- ・メールで行っている場合には、メールに伝達する内容を記載または添付して送信する。
- ・クリーンウッドシステムを活用している場合には、システム上で伝達する内容を記載または添付して送信する。

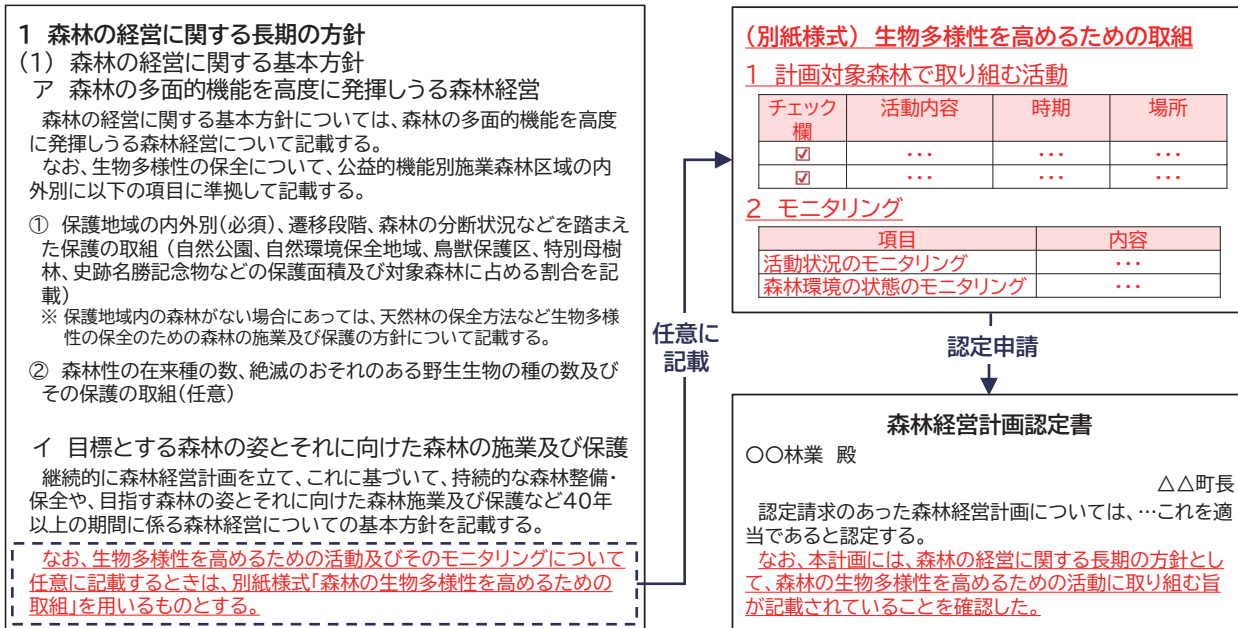


図 3-3 森林経営計画の運用通知(追加箇所:朱書下線)

1. 計画対象森林で取り組む活動

チェック欄	活動内容	実施時期	実施場所
<input checked="" type="checkbox"/>	●様々な樹種、林分構造、林齢、遷移段階等から構成される森林配置の計画	通年	全域
<input checked="" type="checkbox"/>	●溪畔林等の保全、生物多様性保全に配慮した伐採・更新の実施	通年	全域
<input checked="" type="checkbox"/>	●架線又は集材路の設置による保護樹帯又は保残木への影響の最小化	通年	全域
<input checked="" type="checkbox"/>	○長伐期化、帯状又は群状伐採による複層林化	通年	人工林
<input type="checkbox"/>	○尾根筋保護樹帯の設定・保残		
<input checked="" type="checkbox"/>	○侵入広葉樹、枯損木、樹洞木、経済合理性の低い箇所等の保残	通年	人工林
<input type="checkbox"/>	○植栽に必要な最小限の刈払い、整地		
<input type="checkbox"/>	○採取地が明らかな種苗の使用		
<input type="checkbox"/>	○水源域における生分解性チェーンソーオイルの使用		
<input checked="" type="checkbox"/>	○シカ食害対策のための防護柵や単木保護資材の設置、わなや銃器等による捕獲等	通年	全域
<input type="checkbox"/>	○外来種の駆除		
<input checked="" type="checkbox"/>	●絶滅危惧種等の生育・生息情報の収集	通年	全域
<input type="checkbox"/>	○絶滅危惧種等の生育・生息が認められた場合の専門家への相談、保全		
<input type="checkbox"/>	○里山資源の継続的利用(定期的な伐採・保育、広葉樹用材林への誘導等)		
<input type="checkbox"/>	○計画的な火入れの実施		
<input type="checkbox"/>	○その他()		

2. モニタリング

項目	内容
活動状況のモニタリング	<ul style="list-style-type: none"> 伐採、造林、作業路網の設置等の活動は、森林法第15条に基づく「森林経営計画に係る伐採等の届出書」に記載し、写しを保管する。 シカ食害対策に係る活動は、定期的な巡視結果を記録する。火入れ活動は、実施箇所の写真を保管する。 絶滅危惧種等の生育・生息状況の収集は、本計画に基づく活動の実施に先立って、○○県のレッドリスト(植物編、鳥類・昆虫編)を確認するとともに、○○社のアプリ○○を活用し、地域に生育・生息する可能性のある種を把握する。
森林環境の状態のモニタリング	<ul style="list-style-type: none"> 伐採等の活動の実施により森林の状況に変化がある場合には、定期的に(少なくとも5年間の計画期間のうちに1度以上)、森林巡視による観察や林況の写真撮影などにより記録する。 普通種や絶滅危惧種等の生育・生息状況は、○○社のアプリ○○で随時記録するほか、地域住民やボランティア団体○○と協働して特定の種(○○)の定期的な調査を行う。 本計画に従って産出される林産物の利用者等の関係者に対して、絶滅危惧種等の生育・生息状況に係る記録を除き、求めに応じて、モニタリング結果を提供する。

注:「1. 計画対象森林で取り組む活動」について、●は森林の種類・状態等に関わらず全域で共通して取り組むべきもの、○は状況に応じて取り組むべきものを指す。

図 3-4 森林の生物多様性を高めるための取組(別紙様式)記載例

<国有林野事業>

国有林野事業においても、2.1.2.(4)で解説したように、国有林野の管理経営に関する基本計画に基づき、公益重視の管理経営に当たって生物多様性の保全を推進している。特に、国有林野事業に係る各種通知や計画、仕様書等において生物多様性への配慮に関して記載しているほか、「国有林野における生物多様性の保全に配慮した森林施業の手引き」において、計画及び森林施業の各段階における配慮のポイント等について施業現場への浸透を図っている。

このように、国有林から生産された木材であることの情報は、生物多様性への配慮に係る情報として活用できる。

(2) TNFD等の国際的枠組みとの関係

自然関連情報開示に関する国際的な枠組みであるTNFDは、企業・金融機関の意思決定に自然関連情報を組み込むための枠組みとして定着しつつある。林野庁が公表した「森林に関するTNFD情報開示の手引き」²では、LEAPアプローチ等の手順に沿って、企業活動が森林に与える影響や森林への依存、リスク及び機会を把握し、情報開示に活用するための考え方や具体的な開示指標が整理されている。

例えば、TNFDでは、バリューチェーンも含めた企業経営にとって重要な地域と、生態系サービスにとって注意すべき地域が重なる地域を優先地域として特定し、その地域における企業活動の自然に対する影響や依存、リスク及び機会について情報開示を求めている。また、全産業に対し、持続可能な管理計画又は認証プログラムのもとで調達された高リスク天然一次産品（木材を含む）の量の開示を求めている。

この「持続可能な管理計画又は認証プログラム」については、森林認証制度のほか、国内制度として森林経営計画や保安林、国有林野事業が位置付けられる。その上で、生物多様性に配慮した森林経営計画がたてられた森林や国有林、認証林から木材を調達している場合には、生物多様性保全も含めた持続可能性への配慮を示す情報として整理が可能であり、企業はその開示を通じて需要者や社会に対して広く発信することができる。

また、TNFD開示指標のうち自然の状態を示す指標については、現在、国際的な評価手法の開発が進められているが、林野庁においては、その動きも踏まえつつ、我が国で適用可能な手法を検討している³。この検討は、森林経営の現場で取得可能なデータや既存の公開データを活用しつつ、過度な負担とならない形で評価を行うことを念頭に進められている。

このような指標・手法の整備が進むことにより、木材の供給・利用における生物多様性への配慮等に関する情報が、需要側が理解・比較しやすい形で整理され、説明・開示に用いる際の実務上の有用性が高まることが期待されている。

(3) 川上・川下が連携した生物多様性への配慮の取組

生物多様性への配慮については、川上の取組を川下と共有し、評価や発信につなげることで、取組の継続性や実効性を高めている事例もみられる。

例えば、南三陸森林管理協議会では、川下企業のTNFD情報開示に資する観点から、必要な森林情報を整理・提供する取組を行っており、その成果は第三者機関により整理・発信されている。これにより、地域の森林経営や木材利用の取組が、森林の生物多様性保全と一体的に評価される動きにつながっている（【事例7】川上（森林経営・素材生産）南三陸森林管理協議会）。

また、田島山業株式会社では、森林認証の取得に加え、自然共生サイトの認定を活用し、生物多様性への配慮を区域として明確化した上で、施業内容やモニタリング結果を需要者に対して発信している。これにより、森林経営の質的側面が可視化され、需要者との信頼関係の構築や、付加価値のある木材供給につながっている（【事例8】川上（森林経営・素材生産）田島山業株式会社）。

これらの事例において、川中（木材加工・流通）は、森林経営者等から提供された森林経営計画やモニタリングの結果等の情報を、原木ロットや製品単位に対応させて管理し、納品書や要点整理資料等を通じて、川下（建設事業者等）の需要企業に伝達する役割を担っている。

例えば、原木市場や製材工場において森林経営者や伐採区域等の情報を整理し、特定案件向けの木材については当該森林の施業内容や自然共生サイト認定区域であること等の情報を併せて提示することが考え

² 森林と生物多様性：林野庁：https://www.rinya.maff.go.jp/j/sin_riyou/tayousei/top.html
森林の有する多面的機能に関する企業の自然関連財務情報開示に向けた手引き（PDF）：林野庁：https://www.rinya.maff.go.jp/j/sin_riyou/tayousei/attach/pdf/top-14.pdf

³ 森林生態系における生物多様性に関する評価手法の開発に係る検討会：林野庁：https://www.rinya.maff.go.jp/j/sin_riyou/tayousei/hyoukakentoukai.html

られる。

また、川下企業が立木や丸太の段階で購入し、製材や加工を委託する形態においても、川中は加工工程を担う中で、当該木材がどの森林に由来するかという情報を維持し、必要に応じて提示する機能を果たす。

このほか、林野庁では、「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」に基づく多様な取組を整理した「森林の生物多様性を高めるための林業経営事例集」⁴を公表・紹介している。

このように、TNFD等の枠組みの定着に応じて、生物多様性への配慮に係る取組の整理・伝達のニーズは高まると予想される。森林経営計画や森林認証といった制度の活用、適切なモニタリングの実施と発信、それらの取組を評価する需要側との連携が進むことによって、林業経営の経済面での持続可能性の向上にもつながることが期待される。

事例 7 川上（森林経営・素材生産） 南三陸森林管理協議会

TNFD（LEAP）への対応を見据えた、森林側からの情報提供体制の構築

南三陸森林管理協議会は、東日本大震災を契機に「山側の責務は持続可能な森林管理である」と位置づけ、平成27（2015）年に森林経営計画を立てている町有林と森林所有者等が連携して協議会を設立し、県内初となるFSC認証制度を共同認証で取得した。令和6（2024）年12月時点でFSC認証林は2,579haに拡大しており、うち2,471haが自然共生サイトとして登録されている。一部の認証林ではJ-クレジット創出にも取り組んでいる。

同協議会の特徴は、認証取得に留まらず、TNFDに代表される自然関連情報開示の要請を見据えた、森林側が提示できる情報を整理し、川下の質問票・開示要請に対応できる形へ整えている点にある。具体的には、令和5（2023）年にWWFと共同で、TNFDが推奨するLEAPアプローチのパイロットプロジェクトを認証林で実施し、FSC認証の枠組みとLEAPで求められる情報の整合性・類似性を確認した（図 3-5）。

情報提供にあたっては、伐採届、森林経営計画、FSC審査レポート、自然共生サイトの登録情報等に加え、川下がTNFD開示のためにLEAPに沿った質問票で回答を求める場合には、事業活動の自然への依存・インパクト、リスク、機会を整理し、重要度を明確にした上で情報を提示する運用としている*。また、協議会内で共通仕様書の作成・更新、現場作業員への周知・教育を行うことで、組織内の認識の差を小さくし、情報の質を揃える工夫を行っている。

今後、FSC認証を基盤としつつ、より幅広い自然情報の提供に対応できる体制を強化する方針であり、流通の透明性確保を目的としたプラットフォーム整備（伐採届、土場情報、FSC/CoC審査用情報等の搭載）も進めている。森林の生物多様性保全の取組（例：イヌワシ生息環境再生）を契機に、関心のある企業との連携や木材取引にもつながっており、「森林経営×自然情報開示×需要者との接点」を組み合わせたモデルとして発展が期待される。

*なお、LEAPは情報開示ツールの一例であり、必須ではない。

⁴ 森林と生物多様性：林野庁：https://www.rinya.maff.go.jp/j/sin_riyou/tayousei/top.html
森林の生物多様性を高めるための林業経営事例集（PDF）：林野庁：https://www.rinya.maff.go.jp/j/sin_riyou/tayousei/attach/pdf/top-9.pdf



出典：WWFジャパン公式HP： <https://www.wwf.or.jp/activities/activity/5391.html>

図 3-5 TNFDが動き出す際に想定される社会の動きのイメージ

事例 8 川上（森林経営・素材生産） 田島山業株式会社

森林の多面的価値を可視化し、木材供給と両立する川上主体の取組

田島山業株式会社は、令和2（2020）年の線状降水帯による山地災害で自社林が被災したことを契機に、木材生産に加えて、森林の多面的機能を可視化し、収益の複線化を図る必要性を強く意識した。これを背景に、再造林を前提とした森林経営を基軸に、J-クレジットや森林の生物多様性保全等を通じた自社林の付加価値向上に取り組んでいる。

同社では、間伐を繰り返すことによる長伐期施業を基本としつつ、主伐地については100%再造林を実施している。令和3（2021）年度にはJ-クレジット制度にプロジェクト登録し、自社林による二酸化炭素吸収量を可視化した。さらに、J-クレジット創出地でもある1.64haの森林（大分県日田市）について、環境省の「30by30」推進プログラムに基づく自然共生サイト（令和5（2023）年度前期）の認定を受け、企業や大学と連携した動植物モニタリング調査を実施することで、生物多様性保全の取組を進めている。

情報提供の内容としては、伐採届や森林経営計画等により、供給した木材が持続可能な森林経営に基づいて生産されていることを証明するとともに、自然共生サイト認定、J-クレジット制度認定、企業・大学と連携した生物多様性モニタリング結果等、森林の多面的機能に関する情報を整理している。これらの情報は、自社ホームページや制度の公式サイト、メディア取材等を通じて発信されている。

また、同社は環境省の「30by30」推進プログラムにおける企業マッチング・支援証明書の制度設計にも関与しており、自然共生サイトの管理者として、支援企業（例：LINEヤフー株式会社）と共同で支援証明書を作成する取組を進めている。これにより、企業側の非財務情報開示（TNFD等）に資する形で、森林側の取組を「見える化」して伝達する仕組みを構築している。

令和6（2024）年には、J-クレジットを複数の企業に販売するとともに、航空会社との包括連携協定による企業の森づくりを実施する等、脱炭素や生物多様性保全の取組を、木材供給と並行して展開している。今後は、土壌保全機能や水源涵養機能といった森林の役割をさらに可視化し、「魅せる森づくり」として企業や社会との接点を広げることで、持続可能な森林経営のビジネスモデル確立を目指している。

3.5. 森林認証

森林認証は、2.1.3.で解説したように、合法性の確認や更新の担保といった制度的対応を前提としつつ、森林管理の質や環境・社会面への配慮を包括的に評価・可視化するものであり、企業の調達方針やESG投資、情報開示への対応において活用されている。

一方で、我が国では森林経営の単位が比較的小規模であることから、造林・育林のコストも含めると林業経営による森林所有者の収益が低く抑えられている中で、認証の取得・維持に係るコストや事務が更なる負担になっていることが課題として指摘されている（【コラム3】森林認証等に係るコストと経済的持続可能性）。森林認証を持続的に活用していくためには、認証の取得・維持に要する負担が、取引の中で適切に評価され、価格等に反映されることが重要である。需要側が認証材を選択的に購入し、その価値を取引条件に反映することで、森林認証は経済的にも持続可能な仕組みとして機能する。

コラム3 森林認証等に係るコストと経済的持続可能性

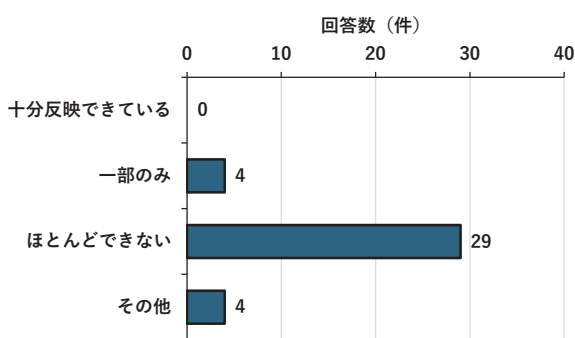
我が国の森林経営は経営規模が比較的小さく、森林組合や中小事業者が中心であることから、認証制度を取得・維持することに対する負担感が強いとの指摘がある。そこで本ガイダンスの検討過程において、「持続可能性に配慮した木材の供給拡大に向けた調査（アンケート）」により、認証取得および維持に係るコストや価格への反映の実態を把握した。なお、本調査は、森林認証（FM認証及びCoC認証）を取得している道府県森林組合連合会および森林組合を対象に実施し、推定125組合のうち36件（回答率29%）からの回答を基にしている。

コスト負担感と木材価格への反映の難しさ

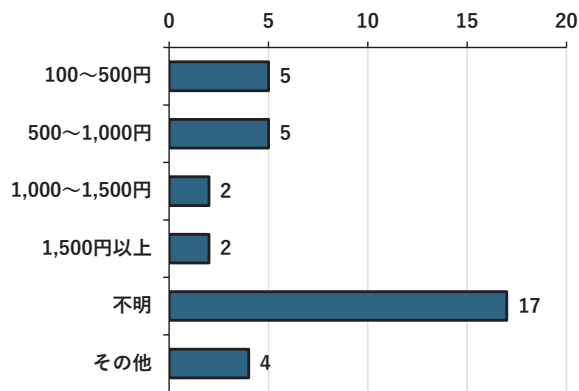
初期費用は認証面積等に応じてばらつきが大きかった一方、維持費用は一定の幅に集中しており、初期費用と比較して安価で安定している傾向が確認された。

認証や合法性確認に係るコストについて「十分に価格へ反映できている」と回答した団体はなく、多くの団体が「ほとんど反映できていない」と回答した（図 3-6）。また、価格転嫁が難しい理由としては、「市場価格の制約」「認証情報の価値が需要側に十分に伝わっていない」「需要側の理解不足」等が挙げられた。認証材の価格が上がれば非認証材が選択されるという懸念も示されており、選択的な購入が価格形成に結び付いていない現状が浮き彫りとなった。

一方、FM認証において認証材を供給するために必要とされる追加コストは、1m³あたり100～1,000円程度との回答が多かった（図 3-7）。これは木材製品価格全体の中では数%程度に過ぎず、必ずしも大きな上乗せとはいえないが、実際の原木及び製品の取引価格に反映することは容易ではない、または認証費用を負担している川上に還元されにくい実態がうかがわれた。また、必要な追加コストは不明であるとの回答が最も多かったが、これは森林認証材の引き合いがほとんどない、又は認証費用以外の追加的な施業や事務に係る負担をコストとして算出できないことなどが背景にあると考えられる。



注：総数37件。単一回答だが補足で「その他」1件の回答



注1：総数36件（うち無回答1件）。単一回答を加工。
注2：m³あたり単価を記述で回答してもらった。

図 3-6 認証・合法性確認に係るコストは、どの程度、取引価格に反映できているか

図 3-7 認証材供給の追加コストを木材価格に反映させる場合、どの程度の上乗せが必要か

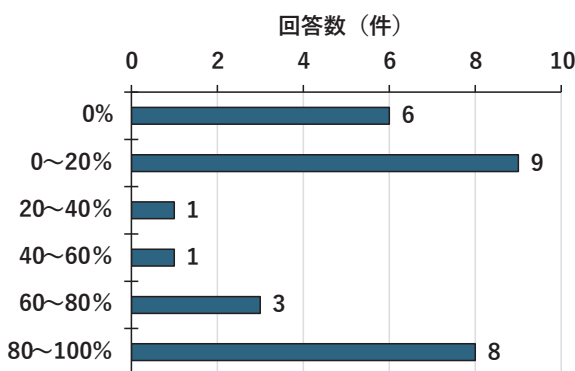
認証材の流通・需要の実態

令和6（2024）年度における認証情報を付与した木材の販売割合は、事業者によってばらつきがみられた。多くの事業者では、実際に認証情報を付与して販売している割合は低く、0～20%程度に留まる場合が多い。一方で、ほぼ全量を認証材として販売している事業者も一部存在しており、認証の活用状況には大きな差があることがわかる（図 3-8）。

近年の認証材の引き合いについては、「変わらない」と回答した事業者が大半を占め、「増加している」と感じている事業者は少数であった（図 3-9）。このことから、認証材に対する需要は、現時点では市場全体として大きく拡大しているとは言い難い状況にある。

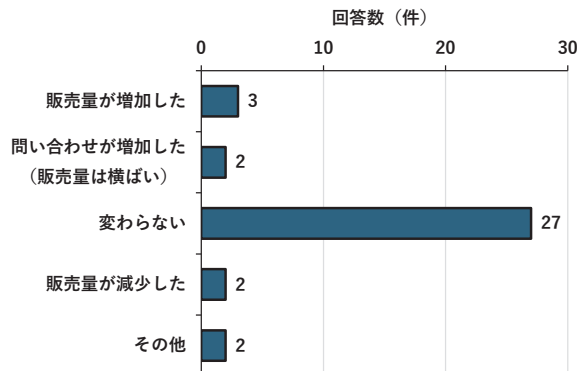
これらの結果から、認証取得・維持に係るコストを負担していても、そのコストを回収できる販売量が限定的であること、また、需要の伸び悩みにより価格条件の交渉材料として機能しにくいことが、認証コストが取引価格に反映されにくい要因の1つとなっていると考えられる。

今後は、供給側における安定供給やロットの確保、価格交渉力といった供給体制の構築に加え、需要側における認証情報の評価・活用の促進、需給間での認証材ニーズの把握や川上から川下の連携による販売ルート構築等を通じて、認証の価値が価格に反映される市場環境の形成が重要になると考えられる。



注：総数36件（うち無回答8件）。単一回答。

図 3-8 年間の認証情報を付与された木材の販売割合（令和6年度実績）



注：総数36件。単一回答。

図 3-9 近年の認証材の引き合い

森林認証材の供給に関する取組事例

森林認証の実効性を高めるため、川上から川下までが連携し、認証材の価値を取引条件や供給体制の中で具体化している事例がみられる。

登米市森林管理協議会では、認証材を求める合板工場と協定を締結し、認証材を一元管理して計画的に納材する体制を構築するとともに、安定した支払い条件での契約を通じて、認証材供給の継続性を確保している（【事例9】川上（森林経営・素材生産）登米市森林管理協議会）。

有限会社二和木材では、社有林においてSGEC認証を取得するとともに、製材部門でCoC認証を取得し、林業から製材まで一貫した認証材供給体制を構築することで、需要者の要望に柔軟に対応するとともに、認証に係る費用を製品価格によって回収している（【事例10】川上（森林経営・素材生産）有限会社二和木材）。

東信地域では、SGEC認証材の供給量の維持・拡大を目的として、川中事業者が認証材について非認証材と差を設けた買取を提案する等の取組が行われている（【事例11】川上（森林経営・素材生産）長野県東信地域）。

岩泉地域では、認証林において広葉樹施業（天然更新）を行い、里山的な森林管理を通じた広葉樹資源の利活用を進めている中で、他の認証地域とのネットワークを構築することで、広葉樹林の安定供給体制を確保している（【事例12】川上（森林経営・素材生産）岩手県岩泉地域）。

事例9 川上（森林経営・素材生産）登米市森林管理協議会

森林組合がハブになり、認証材を計画的に供給・還元する地域モデル

登米市森林管理協議会は、令和2（2020）年の東京オリンピックの開催を契機に、地元木材のPRと持続可能性の担保を目的として、南三陸町の取組にならって、平成28（2016）年に登米市有林2,717haでFSC森林認証を取得した。その後、近隣の森林組合等を含むグループ認証へ移行し、現在では約7,811haの認証林を有する体制となっている。併せて、認証材の流通を一元管理するため、登米市を事務局とする登米市森林管理協議会を設立した。

同協議会では、FM認証の管理事務局を登米市、素材流通をとりまとめる流通事務局を生産森林組合が担う2事務局体制を構築し、認証に係る事務負担と流通実務を分離することで運営の効率化を図っている。これにより、森林管理と木材流通を両立しつつ、認証材の安定供給を可能としている。

具体的な取組として、平成30（2018）年にCoC認証を取得した石巻合板工業と協議会が基本協定を締結し、年間約10,000m³のFSC認証材を安定的に供給する契約を結んでいる。協議会に参加する森林組合が出荷可能量を取りまとめ、流通事務局を通じて石巻合板工業へ情報提供を行い、同社がそれに基づいて発注書を発行する仕組みである。伝票は共通化され、発注・出荷・支払いが流通事務局を介して行われることで、安定した支払い条件の下で計画的な生産・販売と山元への還元が実現している。

この仕組みを発展させ、商社やデザイン関係者との協業により、認証広葉樹材の高付加価値化や販路開拓にも取り組んでいる。さらに、地元JAや公共施設等の大型建築案件においては、FSCプロジェクト認証を活用し、木材を先行分離発注とすることで、認証材の価値を明確化し、建築主からの支払いを川上へ直接還元する取組を進めている。需要量が多い案件については、隣接する南三陸町のFSC認証材と共同供給体制を構築することで対応している。

このように、登米市森林管理協議会の取組は、森林組合が“川上のハブ（調整役）”となり、認証材の情報、数量、流通、支払い条件を一体的にコーディネートすることで、安定供給と持続可能な森林経営を両立させる地域モデルとして位置づけられる。

事例 10 川上（森林経営・素材生産） 有限会社二和木材

川上から川中まで一貫通貫で対応し、認証価値を価格に反映

有限会社二和木材は、林業（伐採・再造林）から製材までを自社で一貫して行う事業体として、持続可能な木材供給体制を構築している。森林経営計画対象の自社・委託森林（計550ha）すべてでSGEC-FM認証を取得するとともに、2つの製材工場でSGEC-CoC認証を取得し、認証材の柔軟な供給を可能としている。

林業部門では、年間約100haの再造林や保育作業を継続し、伐採から更新までを一体的に管理している。製材部門では、住宅から非住宅の大規模建築物まで対応できる製材・ラミナ供給体制を整え、認証材需要に応じた出荷を行っている。

認証や合法性に関する情報は、森林経営計画や伐採届等の書類を基礎として、納品書への記載や認証マークの表示により川中・川下へ伝達している。特に施工者等と直接交渉できる取引関係を重視することで、認証による付加価値を製品価格に反映しやすい体制を確保している。その結果、適切な取引先では認証材として5～10%程度の価格上乘せが実現している。認証取得・維持を事業コストとして内部化しつつ、持続可能な森林経営を継続している点が特徴である。

事例 11 川上（森林経営・素材生産） 長野県東信地域

東信地域で団結し、認証材の伸び悩みを止める

東信地域では、SGEC認証材の流通が伸び悩む要因として、①FM認証材とCoC事業者の接続不足、②供給量・時期の見通しの弱さ、③「認証にコストがかかるのに価格が変わらない」ことによる山側の意欲低下が共有されてきた。

こうした状況を踏まえ、地域内の関係者（東信木材センター協同組合、佐久・上小等森林管理協議会、民間事業者等）が連携し、“認証材を増やす（少なくとも縮小を止める）”ための実務的な打ち手を進めている。

ポイントは、川中側が主体となって「価格差」と「情報共有」を同時に動かすことである。具体的には、東信木材センター協同組合が事務局となり、SGEC認証材の供給量・時期を地域で見える化し、協議会等から年間・四半期単位で供給計画を集約する。併せて、SGEC認証材を通常材より高く買い取る（C/D材を含む）ことを宣言し、認証材の経済的メリットを“見える形”にする方針が確認された。

これらの背景には、製材側が直面する現実がある。例えば、地域内の集成材製造企業では、SGEC-CoCを維持しているものの、認証材の取扱量は限定的で、認証材を前面に出した営業が難しいという課題がある。また、建築案件では工程管理が重要である一方、認証材は調達リードタイムが不透明になりやすく、基本設計段階からの情報連携が不十分だと、需要があっても供給が間に合わない。

このため東信地域の取組は、“「価格プレミアの明確化」＋「需給の見える化」＋「CoC拡大」”を一体で進め、川上・川中・川下の縦割りを解きながら、地域として認証材の供給力と市場対応力を高めようとするものである。

事例 12 川上（森林経営・素材生産） 岩手県岩泉地域

認証林の広葉樹施業と地域間ネットワークによる供給体制づくり

岩泉地域では、認証林を基盤として、広葉樹資源を持続的に活用する取組が進められている。特徴は、広葉樹の天然更新を前提とした施業と単独地域では不足しがちな供給量や継続性を、他の認証地域とのネットワークで補完する仕組みを組み合わせている点にある。

広葉樹は、樹種や径級、品質のばらつきが大きく、建材等への利用においては安定供給が課題となりやすい。岩泉地域では、認証林において広葉樹施業を行い、その資源をフローリング等の用途につなげることを想定し、加工・流通を含めた利活用の方向性を整理してきた。一方で、個別地域のみで木材需要量に対応することは難しいことから、他の認証地域と連携し、木材必要量を相互に補完するネットワーク型の供給体制を構築している。

この取組により、需要側に対しては「認証材であること」に加え、「量・品揃え・継続性」を含めた供給の確実性を示すことが可能となっている。広葉樹という取り扱いの難しい資源を対象としながら、認証を共通言語として地域間をつなぎ、持続可能性と実需対応の両立を図るモデルとして位置づけられる。

おわりに

持続可能な社会の実現のためには、気候変動対策としてのカーボンニュートラルの達成のみならず、大量消費経済から循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行、生物多様性の損失を止め回復軌道に乗せるネイチャーポジティブの実現が必要との考え方が定着しつつある。持続可能な森林経営と木材利用は、そのいずれにも密接に関わる不可欠な要素であり、社会全体でその実現に向かって取り組むべきものである。

持続可能性に配慮した木材供給・利用の取組は、川上（森林経営・素材生産）、川中（木材加工・流通）、川下（建築事業者等）、最終需要者（建築主等）をはじめとする関係者が、それぞれの役割を果たしながら連携することにより、初めて実効性を持つものである（図0-3）。本ガイダンスは、各主体が置かれた立場や事業特性に応じて、可能な取組から段階的に参照・活用することを基本的な考え方としている。また、こうした取組を社会全体での理解・評価につなげていくことが、持続可能な木材利用の拡大に向けて重要となる。

今後、企業や金融機関によるESG投資や自然関連情報開示（TNFD等）への対応が進む中で、木材供給の背景にある森林管理の状況や取組内容を、説明可能な形で整理し、適切に発信していくことの重要性は今後さらに高まると考えられる。また、本ガイダンスの前提となる関係法令や制度、国際的な枠組みや社会的要請は、今後も変化していくことが見込まれる。持続可能性への配慮に係る取組についても、現場での実践を通じて新たな工夫や事例が積み重ねられ、それらが次の取組につながっていくことが重要である。

本ガイダンスが、関係者間の共通理解を深め、実務における対話や連携を促進するための参考資料として活用されることで、持続可能性に配慮した木材供給・利用の取組が我が国全体で着実に広がり、持続可能な社会の実現に貢献することを期待する。

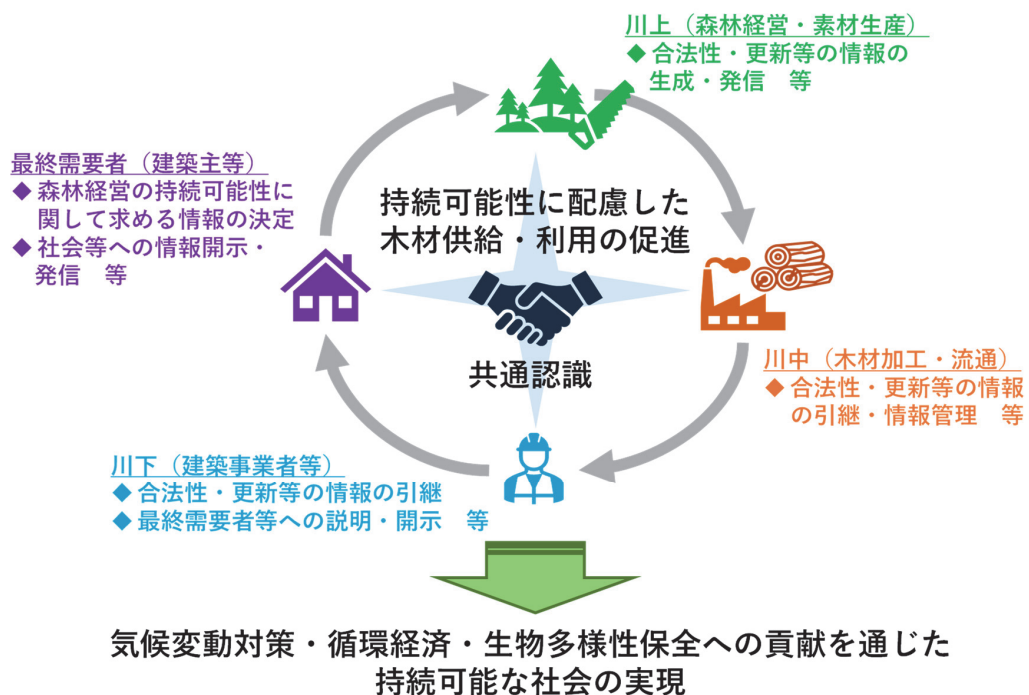


図0-3 持続可能性に配慮した木材供給・利用の促進を通じた持続可能な社会の実現

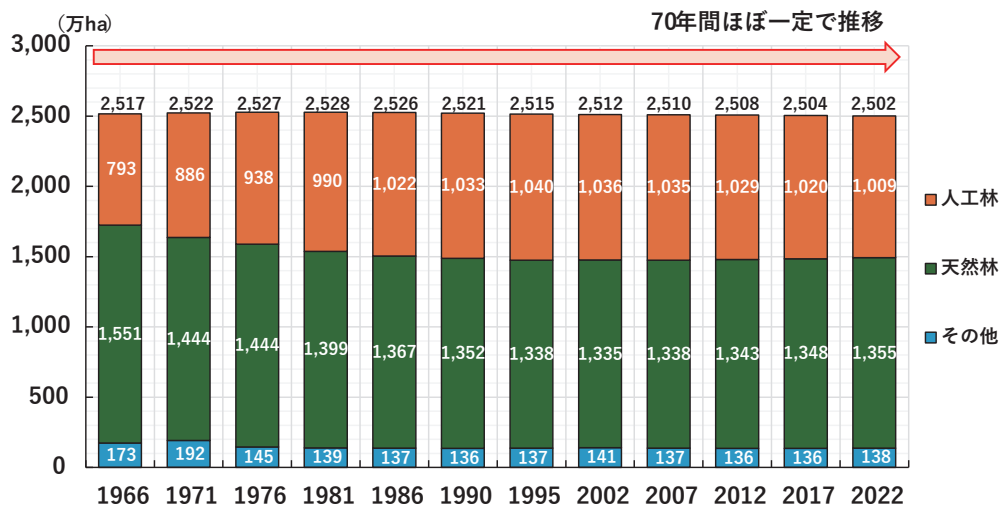
- ① 日本の森林の評価について 49
- ② 海外における違法伐採木材の流通等に関する規制の動向 52
- ③ 持続可能性に係る項目と国内制度における規定 54

巻末資料

① 日本の森林の評価について

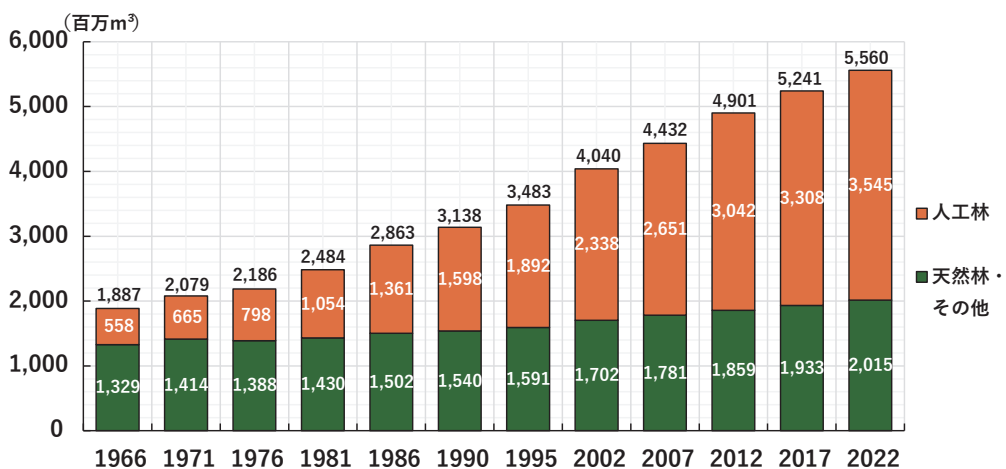
我が国の森林は、森林の保続培養と森林生産力の増進を目的とする森林法の下で管理されており、長期的な視点に立った森林資源の維持が図られてきた。その結果、森林面積は戦後以降、おおむね一定で推移している（巻末-図1）。

また、戦後に造成された人工林が成熟期を迎える中で、森林蓄積量は一貫して増加している（巻末-図2）。森林面積が維持され、かつ蓄積量が増加していることは、我が国の森林が量的側面からみて安定的かつ持続可能な状態にあることを示している。



出典：森林資源の現況（令和4年3月31日現在）_林野庁：<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/genkyou/r4/2.html>から作成。

巻末-図1 我が国の森林面積の推移

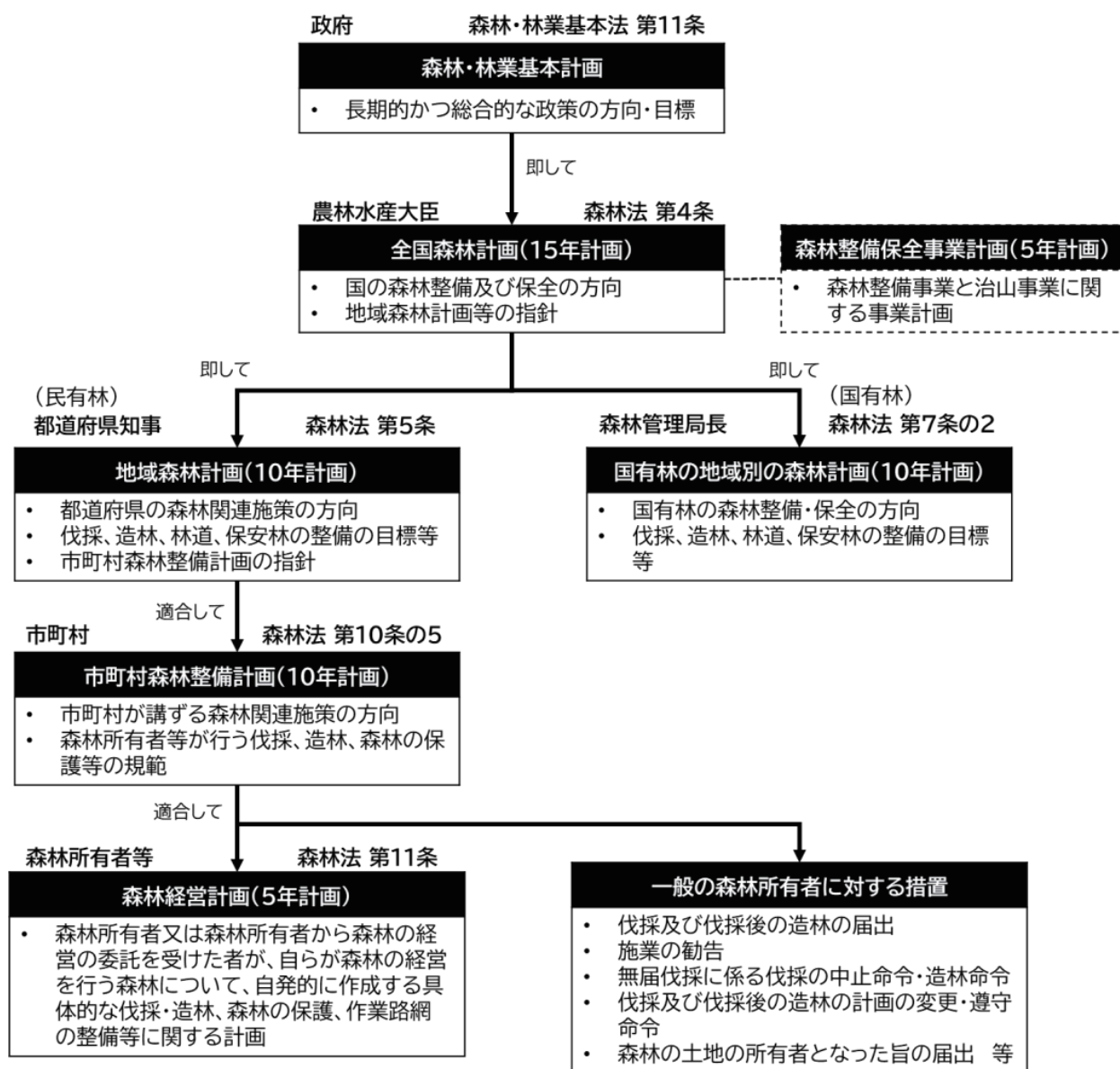


注：2007年・2012年・2017年・2022年は、都道府県において収穫表の見直し等精度向上（高齢級人工林の蓄積の見直し等）を図っているため、単純に比較できない。

出典：森林資源の現況（令和4年3月31日現在）_林野庁：<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/genkyou/r4/2.html>から作成。

巻末-図2 我が国の森林蓄積量の推移

我が国では、森林計画制度により、長期的な計画に基づく森林施業が位置づけられているほか、水源涵養や災害防備等公益的機能を確保するための保安林制度等、森林の適切な管理を担保する制度が整備されている（巻末-図3）。これらの制度により、森林の無秩序な伐採を抑制し、計画的な更新等の施業が行われる仕組みが構築されている。また、森林生態系多様性基礎調査により、持続可能な森林経営の推進に資する観点から、森林の状態とその変化の動向を全国統一した手法に基づき把握・評価を行っており、継続的に森林蓄積量や植物種の多様性についてフォローアップが可能である。



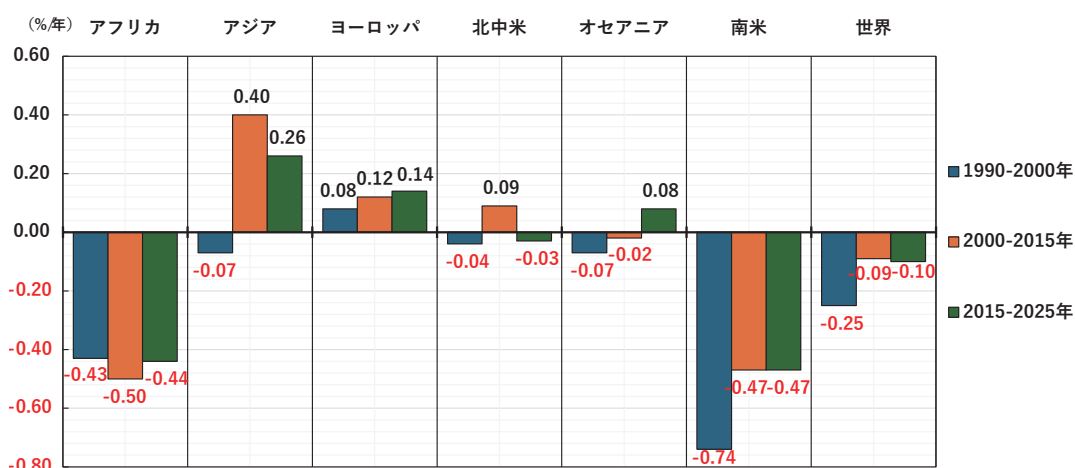
出典：森林計画制度の体系_林野庁：https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/sinrin_keikaku/index.htmlから引用・作成。

巻末-図3 森林計画制度の体系図

こうした制度的な背景を踏まえ、例えばEUDRの実施規則（2025年5月22日公表）において日本は低リスク国に分類されている。この分類は、森林減少（農地転用）や森林劣化（原生林から人工林への転用）の割合等の定量的基準や、国内法の存在及び執行等の考慮要素に基づいて判断されている。この評価は、特定の事業者の取組に依存するものではなく、国全体としての制度的な森林管理の枠組みとその実効性が一定の信頼を有することを示している。

また、世界の森林面積の推移をみると、一部の地域では森林面積が増加している一方で、減少傾向が顕著な地域が存在している（巻末-図4）。こうした状況と比較しても、我が国は世界的にみて安定した森林管理が行われている国のひとつであると位置づけられる。

これらのことから、我が国の森林は、森林面積および蓄積量の推移、制度に基づく森林管理の枠組み、国際的なリスク評価の観点から、総じて持続可能な状況にあると評価できる。



注：本図は、FRA2025 Table6 Annual net change in forest area, by region and subregion, 1990-2025のデータを基に作成。
 出典：2025年世界森林資源評価：https://openknowledge.fao.org/server/api/core/bitstreams/2dee6e93-1988-4659-aa89-30dd20b43b15/content/cd6709en.html

巻末-図4 世界の森林面積純変化率

なお、建築物のライフサイクルカーボン評価において、ISO21930；2017では、木材を含む生物由来炭素について、自然システムから製品システムに移動した際に「-1kg-CO₂e/kg-CO₂」、排出された際に「+1kg-CO₂e/kg-CO₂」として計上し、建築物のライフサイクルの各段階（A1-C4 段階）で報告することとされている。ただし、生物由来炭素を計上できる木材は、持続可能な方法で管理された森林に由来するものに限定とされている。この「持続可能な方法で管理された森林」とは、認証森林等に限定されるものではなく、国連気候変動枠組条約に基づく国別報告書など他の証拠により森林炭素蓄積量が安定又は増加していることが確認できる森林も対象となるとされている。日本は森林面積が一定であり森林炭素蓄積量が増加し続けていることから、この点でも国産材であることが有効である。

② 海外における違法伐採木材の流通等に関する規制の動向

海外においては、地域内または国内で違法伐採木材が流通しないよう規制する各種制度の中で、各地域・国の特徴に応じて、持続可能性に関する観点も取り入れた変更が行われている。以下、参考として代表的な制度について解説する。

・ EUDR (EU Deforestation Regulation : 欧州森林減少防止規則) 【EU】

牛・カカオ・コーヒー・アブラヤシ・ゴム・大豆・木材とその派生製品を、EU市場に「森林減少フリー」かつ「生産国法令遵守」でのみ上市・輸出可能とする規則である。令和2(2020)年12月31日以降に森林減少(木材は森林劣化も含む)が起きた土地由来品は上市・輸出できない。事業者(operator。下流事業者(downstream operator)は含まれない)は、供給地の区画点またはポリゴン(Geolocation)等を収集し、リスク評価・低減を行う。さらにその結果をデュー・デリジェンス・ステートメントとしてEU情報システムに提出することになっている(一部の小規模事業者を除く)。また、国別ベンチマークにより低・標準・高リスク分類が導入され、低リスクは簡素化措置の対象となる。なお、違反には製品没収やEU売上の最大4%罰金等があり、運用開始は大規模事業者が令和8(2026)年12月30日、中小規模事業者は令和9(2027)年6月30日を予定されている。

・ EUTR (EU木材規則 : Reg. (EU) No995/2010) 【EU】 ※EUDRの前身

EU/EEA域内で違法伐採木材やその製品が出回ることを防ぐために、最初に上市する事業者(operator)へデュー・デリジェンス(情報収集・リスク評価・リスク低減)を義務付け、流通段階の事業者(trader)には仕入先・販売先の追跡管理を義務付け、仕入先業者の情報については少なくとも5年間保存することを義務付ける規則である。

平成25(2013)年3月3日から適用が開始され、FLEGTライセンスやCILTES規則に適合する木材は合法とみなされている。各加盟国は監督当局を設置し、罰則(没収、取引許可の停止、罰金等)を規定する。なお、EUTRは令和5(2023)年のEUDRの施行により廃止対象となり、EUDR適用開始に伴いEUDRへ移行する見込み。

・ Illegal Logging Prohibition Act 2012 (ILPA) (2024改正) 【オーストラリア】

違法伐採木材の輸入および国内の違法伐採原木の加工を禁じ、規制対象製品の輸入者及び国内の原木加工者にデュー・デリジェンスを義務付ける枠組みである。輸入者は輸入時に実施したデュー・デリジェンスの内容を税関担当大臣へ申告し、情報収集(樹種・産地・供給者・適法性証拠等)、リスク評価(法令遵守枠組みや国別ガイドも活用)、リスク低減、記録保存を行う。違法伐採木材の輸入は犯罪で、最重で懲役5年または500ペナルティユニットの罰金(併科可)となり、行政的執行・監視も拡充されている。制度は令和7(2025)年3月3日に改正され、従前の規則に代わり「Illegal Logging Prohibition Rules 2024」が発効している。

・ Forests (Legal Harvest Assurance) Amendment Act2023 【ニュージーランド】

Forests Act1949を改正し、木材の合法性保証制度(Legal Harvest Assurance : LHA)を創設する枠組みで、目的は違法伐採木材の輸入リスクの低減、国際的な違法伐採木材の取引の抑止である。制度は①伐採責任者、②登録が必要な主体(NZ材の購入・輸出・第一次加工、指定木材製品の輸入・輸出等)、③評価者・認定機関を規制対象とし、登録者にリスク最小化のための「デュー・デリジェンス・システム」を整備、合法性情報の受け渡し・記録保存を求めている。サプライチェーンでは「合法伐採情報」や「合法伐採ステートメント」が流通し、輸出者は政府保証を要する市場向けの「Exporter Statement」が申

請可能である。詳細は二次法令（規則・告示）で定められ、運用詳細のパブコメ（令和6（2024）年11月から令和7（2025）年2月）を経て、制度一式は遅くとも令和9（2027）年8月までに発効予定である。

・レイシー法（Lacey Act, 16 U.S.C. § § 3371–3378）【アメリカ合衆国】

明治33（1900）年に制定された野生生物保護法で、平成20（2008）年の改正により「木材を含む植物及びその製品」まで対象を拡大し、違法に伐採・取得・輸送・販売された動植物の取引を禁じたものである。輸入者は「デュー・ケア（相当の注意）」の下で適法性を確保し、指定HS品目については学名、伐採国、数量・価値等を記した輸入者申告（Lacey Act Declaration）を税関手続き時に提出する（段階的対象拡大・一部免除規定あり）。執行は主にUSDA/APHIS（米国農務省／動植物検疫局）とFWS（米国魚類野生生物局）等が担い、違反には民事・刑事罰、没収が課されている。罰則は故意等の要件や金額等で刑の重さが変わり、収監や高額罰金がある。

・森林法（令和元（2019）年改正、令和2（2020）年7月1日施行）【中華人民共和国】

森林資源の保護と持続的利用を基本に、伐採許可・伐採限度等の管理と監督体制を定めつつ、合法木材の流通確保が強化されている。特に第65条で、木材の「運営・加工」事業者は原材料と製品の入出庫台帳の整備を義務付け、違法伐採由来と知りつつ木材を購入・加工・輸送する行為を禁止（違反は第78条で制裁）している。さらに令和2（2020）年の改正では、従来の木材輸送許可・加工許可制度を廃止する一方、法執行を通じて違法伐採木の流通遮断を図る構造に転換している。第65条の適用範囲は条文上では明確化の途上ながら、輸入材も含むとの行政見解が示され、企業の合法性確認（デュー・デリジェンス相当）の取組が広がっている。台帳管理かつ「違法と知りつつ」の取引禁止を中核に、監督官庁の行政処分と刑事法の枠組みを併用し、合法木材のみが国内で流通するよう担保する制度となっている。

③ 持続可能性に係る項目と国内制度における規定

※第35回 総合資源エネルギー調査会 省エネルギー・新エネルギー分科会 新エネルギー小委員会 バイオマス持続可能性ワーキンググループ資料における木質バイオマスの持続可能性の証明方法に係る確認項目の分類を利用。

		国産材（共通）	国産材（森林経営計画等） ※左記の共通事項に加えて適用される規定
環境	土地利用への配慮（原生林等の保護）	<ul style="list-style-type: none"> ・森林法に基づく森林計画制度や保安林制度を通じて森林の有する多面的機能を確保。 ・水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するために特に必要な森林を保安林に指定し、保安林においては、家畜の放牧、土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為は都道府県知事の許可（国有林にあつては都道府県知事への協議）が必要。また、保安林を森林以外の用途に供する場合は、指定の解除が必要。 ・保安林を除く地域森林計画対象民有林では、一定規模を超える土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為は都道府県知事の許可が必要。 ・自然公園法に基づき、国立公園、国定公園等を指定し、その区域内に特別地域等を指定し、特別保護地区、特別地域では、工作物の新増築、木竹の伐採、土石の採取等の行為は、国立公園にあつては環境大臣、国定公園にあつては都道府県知事の許可（国有林にあつては都道府県知事への協議）が必要。 ・自然環境保全法に基づき、原生自然環境保全地域や自然環境保全地域等を指定し、原生自然環境保全地域では、工作物の新増築、土地の変質変更等は原則禁止。自然環境保全地域のうち、特別地区では工作物の新増築、土地の変質変更等は環境大臣の許可（国有林にあつては環境大臣への協議）が必要。 	<p>【国有林】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林法に基づく森林計画制度や保安林制度に加え、国有林野の管理経営に関する法律に基づく森林計画制度を通じて森林の有する多面的機能を確保。 ・個々の森林の第一に発揮すべき公益的機能により類型区分し、各機能類型に応じた具体的な施業方針を設定。これに基づき、原生的な天然林等を保護林や緑の回廊として適切に保護・管理するとともに、それ以外の森林においても林地の保全や生物多様性の保全に配慮した施業を実施。手引きや事例集の作成・活用を通じて施業現場の取組を推進。
	土地利用への配慮（土壌の保護）	<ul style="list-style-type: none"> ・森林法に基づく森林計画制度や保安林制度を通じて森林の有する多面的機能を確保。 ・保安林においては、立木の伐採規制や伐採跡地への植栽義務など、指定施業要件に従った施業の実施が求められる。 ・地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画において、「森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区」や「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」を指定 ・市町村森林整備計画において、伐採、造林間伐などの森林施業の方法を定めるとともに、水源涵養機能や土地に関する災害防止及び土壌保全機能など、発揮が期待される森林の公益的機能に応じて、森林の区域（ゾーニング）や、区域に応じた森林施業の方法（伐期の延長、択伐による複層林施業、複層林施業、長伐期施業など）を設定する。 ・伐採及び伐採後の造林の届出制度等により、主伐後の確実な更新（人工造林または天然更新）を担保。 ・森林所有者等は、伐採及び伐採後の造林の届出書に記載された伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況について、それぞれ終了から一定期間内に、市町村長に報告書を提出しなければならない。 ・伐採及び伐採後の造林の届出の内容が市町村森林整備計画に適合しない場合などには、必要に応じて計画の変更や遵守命令が出される。 ・市町村長は、森林所有者等が市町村森林整備計画を遵守していないと認められる場合で、当該計画の達成上必要があるときは、施業の勧告を行うことができる。 	<p>【森林経営計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林経営計画の認定に当たっては、計画の内容等が、適正な植栽、間伐、主伐等の施業の実施基準や、市町村森林整備計画に適合することが求められる。 ・市町村森林整備計画で設定された「特に効率的な施業が可能な森林の区域」や「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」については、皆伐後の植栽を義務づけ。 <p>【保安林】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立木の伐採規制や伐採跡地への植栽義務など、指定施業要件に従った施業の実施が求められる。 <p>【国有林】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林法に基づく森林計画制度や保安林制度に加え、国有林野の管理経営に関する法律に基づく森林計画制度を通じて森林の有する多面的機能を確保。 ・個々の森林を第一に発揮すべき公益的機能により類型区分し、各機能類型に応じた具体的な施業方針を設定。これに基づき、林地の保全や生物多様性の保全に配慮した施業（伐期の延長、伐区縮小・分散、複層林化、モザイク的な森林配置、保護樹帯の設置や溪畔林の保全、確実な更新等）を実施。手引きや事例集の作成・活用を通じて施業現場の取組を推進。 ・伐採事業発注時に仕様書等において林地保全に配慮した施業の実施を位置付けるとともに、その確実な履行を確認。

		国産材（共通）	国産材（森林経営計画等） ※左記の共通事項に加えて適用される規定
環境	温室効果ガス等の排出・汚染削減	<ul style="list-style-type: none"> 森林計画制度に基づく適切な森林整備・保全や、地球温暖化対策計画に基づく森林吸収源対策などにより、温室効果ガスの排出削減や水質保全を担保。 	
	生物多様性の保全	<ul style="list-style-type: none"> 自然公園法、自然環境保全法、保安林制度等の区域指定による保護や、種の保存法や鳥獣保護法等の希少種保護の法的枠組みにより担保。 森林計画制度に基づき、発揮が期待される森林の公益的機能に応じた森林の区域を定め、当該区域に応じた森林の整備・保全を推進。 森林生態系多様性基礎調査により、全国における森林の状態と変化の動向を継続的に把握。 	<p>【森林経営計画】 森林経営計画（生物多様性に配慮した計画）は、「森林の経営に関する長期の方針」の一部として、「森林の生物多様性を高めるための取組」の記載を位置づけ、生物多様性を高めるための活動やそのモニタリング（活動状況・森林の環境の状態）を実施。</p> <p>【国有林】 個々の森林を第一に発揮すべき公益的機能により類型区分し、各機能類型に応じた具体的な施業方針を設定。これに基づき、原生的な天然林等を保護林や緑の回廊はモニタリング調査等を通じて適切に保護・管理するとともに、それ以外の森林においても生物多様性の保全に配慮した施業（伐期の延長、伐区の縮小・分散、複層林化、モザイク的な森林配置、保護樹帯の設置や溪畔林の保全、確実な更新等）を実施。手引きや事例集の作成・活用を通じて施業現場の取組を推進。</p>
社会・労働	事業者による土地使用権の確保	地域森林計画対象森林の立木の伐採を行う場合に、事前に市町村の長への提出が義務づけられている伐採及び伐採後の造林の届出の添付書類として、届出者が対象となる森林の土地の所有権または伐採等の権原を有することを証する書類を提出しなければならない。	【森林経営計画】 計画の認定請求を行うことができる者は、森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者とされる。森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が計画を作成した場合には、その者が森林の経営の委託を受けた者であることを証する書面を計画の認定請求の際に提出する必要。また、作業路網その他の施設の整備につき、森林の土地の所有者の同意があつたことを証する書面を提出する必要。
	児童労働の排除	使用者は、児童が満十五歳に達した日以後の最初の三月三十一日が終了するまで、これを使用してはならない。（労働基準法第56条）	
	強制労働の排除	使用者は、暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によつて、労働者の意思に反して労働を強制してはならない。（労働基準法第5条）	
	業務上の健康・安全の確保	事業者は、……快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない。また、事業者は、国が実施する労働災害の防止に関する施策に協力するようにしなければならない。（労働安全衛生法第3条）	
	労働者の団結権・団体交渉権の確保	労働組合の代表者又は労働組合の委任を受けた者は、労働組合又は組合員のために使用者又はその団体と労働協約の締結その他の事項に関して交渉する権限を有する。（労働組合法第6条）	

		国産材（共通）	国産材（森林経営計画等） ※左記の共通事項に加えて適用される規定
ガバナンス	法の遵守	森林法をはじめとする国内制度では、事前届出や許可制などを通じて、行政が関与する仕組みとなっており、行政指導・命令・罰則といった措置により、法令遵守を担保。	
	情報提供・公開	・ 民有林の地域森林計画及び市町村森林整備計画並びに国有林の地域別の森林計画等は、地域の関係者の意見を踏まえて作成し、公表。	【森林経営計画】 ・ 計画の認定基準は公開。 ・ 森林経営計画（生物多様性に配慮した計画）は、モニタリングの結果等を記録し、求めに応じて提供する体制を確保。
	認証の更新・取消		【森林経営計画】 ・ 計画期間は5力年間。 ・ 認定森林所有者等は、計画の対象とする森林の施業及び保護について、計画の遵守義務が課される。 ・ 認定森林所有者等は、森林経営計画において計画された伐採又は造林等を行った場合、終了から一定期間内に、市町村長に届出書を提出しなければならない。 ・ 市町村の長等（認定権者）は、認定森林所有者等が、①計画の対象とする森林の一部について自ら森林の経営を行わなくなった場合等に変更認定請求を行わなかった場合、②計画の遵守義務に違反した場合、③計画の対象森林について立木の伐採又は造林等をした場合に市町村の長等（認定権者）への提出が義務づけられている届出書を提出せず、又は虚偽の届出書を提出した場合等には、計画の認定を取り消すことができる。
サプライチェーン上の分別管理の担保	<p>■国内森林由来の木材等については、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（クリーンウッド法）に基づき、森林法等が定める手続きに則り伐採が行われたのかどうかの確認が第1種木材関連事業者によって行われる。</p> <p>■また、同法では、木材等を譲り渡す際に木材関連事業者が行う情報伝達の仕組みを定めている。第1種木材関連事業者は自らが行った合法性確認の結果を伝達し、その他の木材関連事業者（第2種木材関連事業者）はサプライヤーから受け取った情報を伝達する。</p> <p>■情報伝達においては、「合法性確認木材等であるか否かの情報」として、以下のいずれかの情報が伝達される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 合法性確認木材等 ・ 合法性確認木材等と合法性確認木材等ではない木材等を含む木材等 ・ 合法性確認木材等ではない木材等 <p>■クリーンウッド法の対象事業を行う事業者が自動的に木材関連事業者に該当し、全ての木材関連事業者が情報伝達を行うことができる。</p> <p>■なお、情報伝達の文言に関してマスバランス方式の活用は認められておらず、譲り渡す木材等の全量が合法性確認木材等である場合のみ、「合法性確認木材等」である旨の伝達が可能。</p>		
認証における第三者性の担保	<p>公的主体である市町村が、伐採及び伐採後の造林の届出制度等を通じ、市町村森林整備計画に従った適正な森林施業が行われていることを確認、指導等することによって担保。</p>	【森林経営計画】 公的主体である市町村の長等（認定権者）が施業の実施基準や市町村森林計画等に適合しているかどうかを審査し、基準等を満たす場合に認定。	

持続可能性に配慮した木材供給・利用に係るガイダンス

令和 8(2026)年 3 月

発行:林野庁

業務委託:一般社団法人日本森林技術協会
〒102-0085 東京都千代田区六番町 7 番地
TEL 03-3261-5281(代表)

